

議 事 日 程

令和5年第4回浜中町議会定例会

令和5年12月7日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	認定第 1号	令和4年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 7	認定第 2号	令和4年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 8	認定第 3号	令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 9	認定第 4号	令和4年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第10	認定第 5号	令和4年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第11	認定第 6号	令和4年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第12	認定第 7号	令和4年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第13		一般質問
日程第14	議案第 99号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第 100号	浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 6	議案第 101 号	浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 102 号	工事請負契約の変更について
日程第 1 8	議案第 103 号	令和 5 年度浜中町一般会計補正予算（第 6 号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） ただいまから令和5年第4回浜中町議会定例会を開会します。

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番成田良雄議員及び1番三上浅雄議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

令和5年第4回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は11月30日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載した内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会へ上程された議案等ではありますが、委員会報告書に記載のとおりであります。また、議事日程についても各議席に配付のとおりであります。

一般質問ではありますが、議長に対し、4人の議員からの4件の通告がありました。発言の順序については通告順によるものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

次に、議案等の取扱いですが、認定第1号から第7号までについては、令和4年度の一般会計外各特別会計決算の認定事案であります。

本件については、第3回定例会に提案され、9人の議員による決算審査特別委員会を設置し、当委員会に審査付託されておりましたが、今般、議長に対し、審査報告書が提出されたところであります。

いずれも関連であり、一括議題といたしますが、審議については、委員長口頭報告の後、採決いたします。

その他、議案等に関しては、所定の方法によりそれぞれ審議を行います。

以上、議事運営に関する主な事項について、その概略を申し上げましたが、通告のありました一般質問並びに上程されました議案等の件数及びその内容を勘案し、委員会において慎重な協議を重ねてきた結果、本定例会の会期については本日から8日までの2日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会の議事運営について、議員各位の特段なるご協力を賜りますよう、ここをお願いを申し上げまして、議会運営委員会報告といたします。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から8日までの2日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から8日までの2日間と決定しました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については、記載のとおりであります。

ここで、さきの9月定例会における三膳議員の一般質問において、一部不適切な発言がありました。

具体的に申し上げますと、霧多布温泉ゆうゆの施設において売られている商品について、周辺で売られている価格に比較し、2倍、3倍で売られているとの発言やぼったくりみたいなとの発言、さらには、コンソーシアムと言うべきところを株式会社との発言がありました。

このことにつきましては、事実確認を行った結果、実際は最大で1.8倍程度であり、2倍、3倍で売られているとの発言は事実誤認であり、また、それ以外の発言も議場における発言としてはふさわしいものとは言えず、相手方の名誉を毀損し、営業妨害に値するものと判断いたしました。

ここで、議会といたしまして、改めて、この場で発言を撤回させていただきますとともに、関係者に対し、深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

ここで、三膳議員より発言の申出がありましたので、これを許します。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 9月定例会において一般質問した内容に事実と異なった発言と不適切な発言をした張本人の三膳時子です。

大変申し訳ありませんでした。

○議長（落合俊雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（齊藤清隆君） おはようございます。

本日、第4回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

11月23日、第1回浜中環境意見交換会が茶内コミュニティセンターにおいて開催されました。

この意見交換会は、NPO法人シマフクロウ・エイドの主催で、本町が持つ貴重な自然環境を未来の世代へ引き継いでいくことを目的に行われました。

多くの町民の参加の下、基調講演の後、浜中町の環境保全をテーマに活発な意見交換が行われ、浜中町の自然を未来へ残すためにできることを考える貴重な時間となりました。

町としましても、自然と産業が共存するまちを目指し、未来の世代に引き継いでいくことを最優先に景観計画の策定や景観条例の制定などに取り組んでまいります。

11月29日、令和5年度北海道公安連絡会議が札幌市において開催されました。

この会議は、北海道開発局港湾空港部の主催で、北海道における今後の港湾整備事業の方向性や各港湾管理者の共通課題等について意見交換を行うことを目的に行われました。

地方港湾管理者の首長など、約30名の参加の下、開発局より、北海道国際流通機構——HIDOを活用した農水産物輸出促進の取組、民間活力を生かした港湾の魅力向上、洋上風力と漁業との共生の可能性やブルーカーボンによるCO₂吸収の取組などが説明されました。その後、港湾管理者による先進事例の取組の発表やそれに対する現状や課題などの意見交換が行われ、港湾整備の今後の在り方について協議されたところでもあります。

11月30日、令和5年度釧路定住自立圏に関する意見交換会が釧路市で開催され、釧路管内の市町村長と釧路総合振興局地域創生部長などが出席いたしました。

この日は、釧路市の担当職員から、今年度の釧路定住自立圏共生ビジョンの策定状況の説明を受けた後、「地域産品の高付加価値化」をテーマに意見交換を行いました。今回、各自治体のこれまでの地域産品に関する取組や施策を改めて情報共有するとともに、釧路管内の8市町村が広域的に協力し、いかに釧路圏域の食材の魅力を発信していくかといったことに関して意見を交わしたところでもあります。

次に、口頭で農漁業の最近における生産状況について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

今年の牧草の収穫状況ですが、一番草は、生育、収穫とも例年以上の収量を確保した模様であります。二番草では、夏場の酷暑により品質への影響が心配されましたが、全体的に見て年間に必要な粗飼料は十分確保されているものと考えます。

生乳の生産状況につきましては、4月以降、各月とも前年度実績を下回る生産が続いており、11月末現在の生産量は、7月下旬から続いた猛暑の影響を受けたことも相まって、前年同期との比較で95.8%と低く、依然、管内平均を下回る状況で推移しております。

今後は、良質な粗飼料給与による生乳生産の増産を期待するところでもあります。

次に、漁業の生産状況であります。

成昆布漁は、浜中漁協10月10日、散布漁協10月12日に終漁、浜中漁協29日、散布漁協30日の出漁となり、おおむね例年どおりの出漁日数となりました。

生産予想は、繁茂最盛期の8月に出漁ができず、そのしけで昆布が流出したことで、9月に入ってからの水揚げが落ち込み、計画量の9.7%減の825トン、12億3900万円が見込まれております。

次に、イワシ漁ですが、地元漁船の水揚げ量は、対前年比31.9%増の547.2トン、漁獲高は14.8%増の5500万円となっております。

次に、サケ定置網漁ですが、例年同様、浜中漁協6系統、散布漁協4系統で操業、11月14日に終漁しております。

今年度は、両漁協を合わせた水揚げ量は、対前年比31.3%増の260.4トン、漁獲高は12.7%増の1億7200万円となっております。

次に、タコ漁ですが、浜中漁協8隻、散布漁協4隻が操業、11月末現在の水揚げ量は

対前年比28.4%減の33.8トン、漁獲高は28.5%減の3500万円となっております。

次に、ウニ漁ですが、赤潮発生被害から順調に回復してきております。

11月末現在、養殖ウニの水揚げ量は対前年比79.7%増の51.4トン、漁獲高は、価格に恵まれ、128.5%増の4億8600万円、ウニ潜水業の水揚げ量は対前年比29.5%増の13.6トン、漁獲高は15.3%増の7600万円となっております。

そのほか、例年同様に、タラ、カレイなどの刺し網漁が行われております。

また、散布漁協アサリ漁も12月1日に解禁、今シーズンは70トン水揚げを予定しており、今後とも安定した水揚げに期待しているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして、おはようございます。

さきの議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告いたします。

12月4日には、第3回浜中町部活動地域移行検討協議会が総合体育館で、委員14名が参加し、開催されました。

会議では、本年度のこれまでの取組経過を説明し、今後の展望については、令和6年度について、試行的な取組として、3から4の競技種目を拠点校方式として実施し、その取組を検証するという計画しております。そして、令和7年度には本地域移行の制度設計を仕上げ、そして、令和8年度には中学校で設置される部活動を再編し、拠点校化を完全実施することとしております。

現在、この取組に向けて大きな問題点となっているのが拠点校方式で実施する際の生徒の送迎方法と指導者の確保であります。

今回が本年度最後の会議となりますが、委員からは多くの意見をいただき、これまでの部活動の在り方に縛られず、新たなスポーツ・文化活動をするクラブ組織を創造することの重要性、そして、その取組の中で、これまで活動に参加する上で課題であった住む場所によって生じる体験格差を解消していくことを確認いたしました。

次に、行政報告に記載はありませんが、口頭で1点について報告させていただきます。

事前に資料を配付させていただいておりますが、令和4年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書についてであります。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっております。

点検と評価の対象につきましては、浜中町教育目標を具現化した令和4年度教育行政執行方針の推進状況について、施策、事業等の実施結果を対象として点検と評価を実施しております。

点検及び評価が自己評価であるため、客観性を確保する観点から、以前、浜中町に勤務経験のありました元校長の坂東薫氏と岡嶋治氏のお2人からご意見をいただきました。

その意見の詳細につきましては、報告書の36ページから41ページに記載のとおりであります。

なお、公表の方法につきましては、町民の目に留まる公共施設等に備えつけ、また、各学校に配付するなどの方法で周知をしております。

報告書につきましては、自ら実施した施策あるいは事業について体系的に、しかも詳細に明文化しておりますが、まだまだ改善する箇所もあるかと思えます。

今後も、教育委員及び事務局職員との関係において、教育に関する情報に関してはもちろんのこと、目の前の課題をしっかりと共有しながら、関係者が一丸となって本町教育の推進に努めてまいりたいと思えます。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 認定第1号 令和4年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第7 認定第2号 令和4年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第8 認定第3号 令和4年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第9 認定第4号 令和4年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第10 認定第5号 令和4年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第11 認定第6号 令和4年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

日程第12 認定第7号 令和4年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）

○議長（落合俊雄君） 日程第6、認定第1号ないし日程第12、認定第7号を一括して議題とします。

本件については、令和5年第3回定例会において提案され、9人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査、付託の上、閉会中の継続審査としていたものであります。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

6 番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 本委員会に付託されていた令和4年度各会計の決算については、延べ4回の委員会を経て慎重に審査した結果、報告書のとおり認定すべきものと決したところではありますが、審査概要や審査過程の中で各委員から出された留意事項などについて口頭で報告いたします。

10月5日開催の第2回委員会では、各担当課から決算概要の説明を受けた後、決算書及び主要施策の実績等を基に28項目の質問事項を抽出し、その回答を求めております。11月6日には、回答書に基づく担当課からの説明を伺い、各委員独自の視点からの質問に対しても回答を得たところです。

歳入では、諸税の現年分収納率は高い水準にあるものの、過年度分については滞納件数、滞納額ともに若干増加しており、高額滞納者数も数件増えていることに留意し、滞納整理機構への引継ぎを含め、引き続き収納対策に取り組んでいただきたいと思います。

税外金の収納については、職員の地道な折衝努力にかかっている中、各種使用料、分担金、負担金の滞納額が減少しており、担当課の努力の跡がうかがえました。ただ、一部、新たな滞納が発生している点には留意が必要と思われまます。

また、折衝記録てんまつ書への記載方法が統一され、課を横断した情報共有が図られることから、債権管理条例に基づいた取扱いを含め、職員が本来業務に専念できる環境づくりも必要であります。

ふるさと納税に関しては、寄附件数、寄附額とも増加傾向にあるものの、制度の性質から右肩上がりでの推移は難しいものと思われまます。町が目指すこの制度の最終目標である関係人口、交流人口を増やし、まちの活性化に結びつけることが大切であると思われまます。

ただ、ふるさと納税による寄附は貴重な自主財源であることから、さらなる取組の強化と目的別クラウドファンディングの実施の検討にも期待するところでもあります。

歳出では、総務費7件、民生費3件、衛生費3件、商工費2件、消防費1件について、予算の執行状況や事業継続の在り方及び事業実績の活用などをただし、担当課からの回答を伺いました。一部、執行状況や執行残の扱いに不適切な案件がありましたが、反省点や再発防止などについての考えが示されたことから、各会計の決算内容についてはおおむね良としたところでもあります。

翌日の11月7日には、改めて町長の考えを伺っておくべき事項として、前日に抽出した総括質問2件について意見交換を行いました。

1点目は、地域おこし協力隊の積極的な活用についてであります。

地域おこし協力隊は、都市部から地方への人口移動を促し、地域の維持、強化を図ることを目的に2009年度に創設された総務省の事業で、実施した地方自治体へは、隊員1人につき年480万円を上限に、最長3年間、特別交付税で措置するものであります。

隊員の定住、定着を図ることを主目的としており、隊員が起業する場合にはそれを支援するメニューもあります。

主な地域活動としては、地場産品の開発、販売や農林水産業への従事、水源地や森林の保全活動、観光事業のPRや企画立案、学校行事の支援や子どもたちとの交流活動、地域行事、伝統芸能の応援や都市住民の移住・交流支援など、多岐にわたっての活動があります。

本町の協力隊員受入れは、現隊員が2人目ではありますが、前隊員のときも1名体制でありました。活動内容は違っても複数人体制とすることが事業成功への足がかりになると考えます。単に労働力確保としてではなく、将来的には浜中町民となってもらうことを前提に、行政業務に特化せず、各団体とも活動内容を協議し、協力隊員の増強を図ること。

2点目は、再生可能エネルギー導入実行計画の基本的考え方についてであります。

令和4年度第1回定例会において、地域再エネ導入目標策定委託料996万6000円が予算計上されました。

そのときの説明では、国が掲げた2050年カーボンニュートラルに向け、本町が取り組める再エネの選択などを含め、実行計画を策定するための基礎調査を委託するものとのことであります。

このたび、本委員会での基礎調査の結果を質問したところ、既に実行計画が出来上がっているとのことでした。当初予算内で実行計画の策定ができたことには何ら異論はございませんが、計画内容と進め方及び交渉の仕方や情報共有の在り方について、基本的な考え方を問いました。

温暖化対策は、全世界で取り組む必要がある課題であります。本計画では、目標値の9割強が太陽光発電であり、財源、設置場所、耐用年数、電力会社の体制など、協議すべきことが多々あります。

本町は、今後、公債費比率が高くなることから、各事業の厳選が求められます。また、電力事業に関しては、国、電力会社の方向性が定まっているとは言い難く、不透明な部分もある中、一地方自治体が背伸びをしてまで取り組む環境にはないと思われれます。さらには、CO₂吸収としての森林の整備や実証実験中のブルーカーボンなど、様々な視点からの取組が必要であり、計画ありきで進めるのではなく、町民が求める施策との優先度を考慮し、慎重に取り組むことを望みます。

町は、様々な事業計画策定を業務委託料として予算提案されます。議会は、その必要性や有用性をただした上で議決することから、策定された計画内容を知っておく義務があると言えます。

高齢者保健福祉計画・介護事業計画、あるいは、障がい福祉計画や子ども・子育て支援計画など、策定が義務づけられているものは、その都度、冊子を通して知ることができますが、そうでないものはホームページ上での公表となります。

方法としてはホームページの活用がベターであると思いますが、単に担当課のページに貼りつけただけでは、毎日のようにチェックしなければ公表されたことに気づけません。せめて、新着情報として載せるか、ホームページにアップしたことを知らせるなど、共創

の基本である情報の共有に努めていただきたいと思います。

また、今回の再エネ計画のように、長期的、継続的に取り組む事業については、一部の関係者だけではなく、行政内部で情報を共有することが必要と思われます。人事異動やプロジェクトの立ち上げが必要になったときなどに有効であり、少なくとも管理職レベルでは情報の共有を図っておくべきと考えます。

以上、令和4年度決算審査に当たって、各委員から出された意見や留意点の一部を申し述べましたが、今後も、共創のふるさとを基本にした行政運営に努めていただくことを申し添えて、口頭報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定を可とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第13、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、齊藤町長の所信表明を受けてであります。

このたびの町長選挙は、10月3日告示、8日の投開票を経て齊藤清隆氏が当選、まずもって新町長の誕生を歓迎いたします。

10月31日の臨時町議会では、これから始まる4年間の町政推進の所信が表明され、通告書に記載の五つの重点政策が掲げられております。

第6期浜中町まちづくり総合計画を基本に据え、本町の未来づくり事業が推進されると期待感を持っているところであります。

以下、重点政策の幾つかについて伺ってまいります。

まず1点目は、産業振興で持続するまちづくりについてであります。

農業の厳しい経済環境に対する新たな支援策とありますが、どのようなものか、また、漁業も、水産資源の増大、養殖漁業の推進、地理的表示保護制度に認定登録の浜中養殖ウニに続くクオリティーの高い農水産物のブランド化を推進し、1次産業の活性化につなげるとのことですが、新たな支援策と農水産物のブランド化への具体的な戦略について伺います。

商工業も購買力の低下で厳しい状況下にあります。新たに起業する方々を応援する助成制度の創設、新たな産業創出に向けて企業誘致を推進し、雇用者の住環境の整備促進を図る新たな助成制度を創設することとありますが、その新たな助成制度の内容について伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

今後の支援策について、所信表明の中では農漁業ともに新たな支援策については触れておりませんが、現時点で具体的な支援策はこれですということではなく、町といたしまして、生産者の皆さんが意欲を持って持続的に経営ができる施策を、農漁業を取り巻く情勢の変化を捉え、逐一、国や道が実施する施策の動向を注視しながら、産業団体と連携を密にし、必要な対策を機動的に講じていく考えであります。

さらには、しっかりと生産者の安定した経営が将来にわたって維持できるよう、産業団体や生産者との強い連携の下、国や道の支援をしっかりと勝ち取るため、積極的に要請活動を行ってまいります。

次に、農水産物のブランド化への具体的な戦略についてでございますが、ブランド化への一歩は、産地を知っていただくこと、浜中町産であると認識してもらうことで、ほかの産地の農水産物と差別化を図り、競争力を高めることが重要であると考えております。

現在考えておりますのは、水産物につきましては、昆布、アサリ、ホッキ、マイワシ、ハナサキガニの5点についてであります。

具体的な戦略につきましてはこれからになります。まず、G I登録にありましたように、地域名が入った名称を決めることが始まりだと思っております。

ブランド化を進めるに当たっては、それぞれの水産物が持つ特徴を最大限にアピールすると同時に、販路とターゲットを明確にして、適切な層にブランドとして受け入れていただけるような戦略を築き上げるため、浜中、散布の両漁協、そして、各漁業部会と協議してまいりたいと考えております。

農産物のブランド化についてですが、高水準な環境下で生産、衛生管理されている浜中町の生乳につきましては、飲用や生クリームはもちろん、ハーゲンダッツアイスクリームの原料にも使用されており、既に一定の知名度を得ており、ほかにタカナシ4.0牛乳や放牧牛から搾ったタカナシの夏の牛乳も浜中ブランドとして位置づけられております。

畜産につきましては、町内で生まれ育ったホルスタイン種と黒毛和牛の交雑種のF1を浜中黒牛としてブランド化され、農協の店舗でも販売されております。また、トントス浜中で育てられておりますブランド豚のはまなかほえいとんも全国区のブランド化となっております。

今後につきましては、これらの農水産物が町内で食べられるような取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新たに起業する方々を応援する助成制度の内容でございますが、長期化したコロナ禍も5類に移行され、社会経済活動が回復傾向にあります。その影響はあまりにも深く、加えて、本町においても、人口減少をはじめ、物価高騰や光熱費の高止まりなど、様々な要因による地域購買力の低下により域内消費額が減少し、それに伴う商工業の廃業も多く見られる大変厳しい状況下ではありますが、私は、町内で起業を考えている方々を応援するべく、浜中町地域企業振興基本条例の基本理念に基づき、新たな支援制度を創設してまいりたいと考えております。

制度の詳細につきましては、今後、関係する団体や関係課と十分協議してまいりたいと考えておりますが、新規の起業に加え、既存の事業者への助成も含め、喜ばれる制度設計としたいと考えているところでございます。

本制度の創設により、商工業の発展と域内消費の増加をはじめ、雇用環境の創出による人口減対策、さらには、観光振興の促進を図り、本町の地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、3月定例会前の全員協議会の場で詳細説明をと考えているところでございます。

次に、雇用者の住環境の整備促進を図る新たな助成制度の内容でございますが、現在、制度設計を進めているところでございます。詳細につきましてはまだ申し上げられる段階ではございませんが、この制度創設の目的などについてお伝えしたいと思います。

私が取り組みたいと考えておりますのは、一番は庁内で事業を行う方の安定的な雇用を環境面で支えたいということであります。

現在、基幹産業である酪農業、漁業をはじめ、建設業、水産加工業など、ありとあらゆる分野で人手不足が深刻な状態にあります。もちろん、このことは、本町だけではなく、全国的な問題であり、どこの自治体も苦慮しているところだと思っております。

私は、この傾向については、今後も一層進展し、将来、あらゆる分野の経済活動が打撃を受ける要因になると思っております。

事業を継続するには、労働力となる従業員を安定的に雇用していくことが鍵となりますが、その際に重要となるのは住まいの確保で、本町にも民間賃貸住宅はございますが、ほぼ満室という状況にあります。

そこで、町内に民間賃貸住宅を建てようとする方や従業員の住まいの確保のため、宿舍を建設しようとする方に対し、その費用の一部を助成することで雇用を安定させる環境づくりを支援したいと考えております。

この制度が創設され、活用されることで、町内で事業を営む方の経営の安定や発展はもちろん、新たな産業創出や企業誘致の推進にも役立てることができ、その延長線上で移住者が増えれば、町内での購買など、様々な経済活動にもよい影響が期待されることと考えているところでございます。

まずは内部で検討を重ねまして、発信できる準備が整いましたら皆さんにお知らせした

いと考えておりますので、少しお待ちをいただければと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま町長から詳しく質問に対する回答をいただきました。

私は、この所信表明を受けまして、具体的な中身が分かりませんでした。ただ、この所信表明だけを読んでも町民の方が具体的にはどういう施策をやるのだろうかというようなことが分かるようにしてほしいなということでの質問であります。

それを踏まえて、農業関係の新たな支援策という部分について言わせていただければ、農業サイドの補助制度等は漁業関係から見ればもう格段に大きいわけですね。例えば、今後、経済状況が悪化して、粗飼料が高騰するといった場合、国、道とともに支援する、町も応分の負担をしながら支援するのがよろしいのではないかと私も考えておりますので、そういうことを肝に銘じてやっていただきたいです。

それから、漁業関係ですけれども、G I 制度を取りました浜中養殖ウニに加え、昆布、アサリ、ホッキ、マイワシ、ハナサキガニの五つをG I 登録したいという前向きな話でありました。

確かに、浜中の物産でありますから、どこで買って食べられるのというようなこともありますから、他地域にもありますが、浜中町でなければ食べられないというようなG I の登録をしていただければなと思っておりますので、これに向けても、ぜひ、具体的な戦略を持って取り組んでいただきたいです。

それから、商業の関係ですけれども、商業の経営者は、コロナ禍で消費の購買力が低下しているなど、苦境に立っております。特に、飲食店は大変だということです。

今月の1日に総務経済常任委員会と商工会役員との意見交換会を開きました。この中で、既存商店に対する支援、それから、新たに起業する事業者への支援を求める意見が出ておりました。

苦境にある事業者と新規起業家への助成に関する制度設計については、先ほど、町長は、今後、3月定例議会で具体的にと言いましたけれども、例えば、町内の既存の業者に対しては上限をどのぐらいするとか、新規事業者に対してはどのぐらいの額を支援するとか、そういったことがこの場で言えるようでしたら、お答えをいただければと思います。

それから、企業を誘致してもそうですけれども、雇用者の住環境の整備については、お答えがあったように、大事なことです。起業誘致した場合に住むところがないとかというようなことがなく、町内で働く人の住まいを確保するという意味から新しい制度設計をするということでしたが、その制度設計の内容について、もしこの場で発言できるのであればお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの再質問にお答えいたします。

今、私が掲げた二つの助成制度についてであります。

1回目の答弁で助成額等は答えておりません。といいますのは、現在、制度設計をして

いる最中だからであります。この制度設計をしっかりとすることで、後々、欠点が出ないような制度にしたいと考えています。

今、ここで額を申し上げてしまいますと、額だけがひとり歩きしますので、この本会議の場では控えさせていただきまして、あくまでも3月定例会前の全員協議会の制度が確定しましたときに説明させてもらいたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 1点目の質問については内容を理解いたしましたので、2点目の質問に入らせていただきます。

元気あふれる活気に満ちたまちづくりでは、品質の高い農水産物の商品開発を推進し、ふるさと納税の効果的活用とタウンプロモーションにより、全国の企業へまちの魅力を発信して知名度アップを図る、また、食、自然、地域産業と連携した体験観光を推進、通年型観光を目指すこととしておりますが、町の魅力や施策、情報を全国に広めるというタウンプロモーションの具体的内容と戦略を伺っておきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 質問にお答えします。

タウンプロモーションに関しましては、私がこれまで本町における大きな課題であると認識している情報発信、さらには、まちのPRの強化にもっと迅速に取り組んでいくための手法の一つとして掲げたところでございます。

タウンプロモーションですが、一つとして、町民の皆さんに浜中町に愛着を持ってもらい、本町のすばらしさを再認識してもらうために町内向けに行うもの、もう一つは、町外に対し、本町の施策や様々な情報などを広く発信し、何よりも多くの人に浜中町を知ってもらうことを最大の目的として行いたいと思っております。

具体的な施策や戦略は、今後、行政内部で、私も含め、関係部署が集まって、何が課題なのかを洗い出し、協議するとともに、情報交換を早急に進めてまいります。私がタウンプロモーションを行う上で重視したいと考えておりますことは、行政にとどまらず、町民や各団体との連携の下、進めていくことであります。

その上で、一つ目として、町内各団体と協力の下、SNSなど各種媒体の利用はもちろん、外部企業やメディアをより活用したオール浜中での情報発信体制の確立、二つ目として、行政、産業団体、地域企業等との連携を強化し、首都圏や関西圏での物産展、特産品PR事業への積極的、一体的な参加、三つ目として、広く多くの集客を見込める町外での新たな物産イベントの創出、四つ目として、ふるさと納税PR、企業版ふるさと納税の実施と併せた全国的なプロモーションの実施、五つ目として、他市町村や町内企業のイベントなど、広域的連携事業への参画、六つ目として、この分野における地域おこし協力隊の積極的な任用を現時点で思い描いているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、タウンプロモーションの目的である浜中町を知ってもらうことを重視し、私自身も皆さんとともに様々な場面に足を運び、浜中町のPRに汗を

流してまいりたいと考えております。

いずれにしても、選ばれるまち、住みたくなるまちとなるような浜中町にしていきたいと思います。

当然ながら、行政だけが動いても何も変わっていかないと思います。ぜひとも、町内の産業団体ほか、皆さんとともに知恵を出し合い、場合によってはこの分野に精通する事業者のアドバイスも取り入れながら進めていく必要がございます。

ぜひ、浜中町の魅力発信に皆さんのお力をお貸しいただきたいと思っているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今、タウンプロモーションの概要について説明がありました。

私がパソコンで調査したところ、兵庫県の多可町は、多可町タウンプロモーションプロジェクトということで、300万円くらいのお金をかけ、企画運營業務を委託しているのです。

内容的なものについては、今、町長が言われたそのもので、合致しているのです。町長は、町内の産業団体や商工業者や青年団体など、各界からの意見を聞きながらと言いますが、専門的に取りまとめをするという意味から委託すべきだと私は思っています。

資料は後で担当するところにお渡ししたいなと思っていますけれども、実施要綱や業務委託書、仕様書などをつくってやっています、結構いいものができるのかなと思っています。そういう考えがあるかどうかだけ聞いておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

まず、役場にも各コンサルの事業者が見えておまして、そういったアドバイスというか、提言をいただいております。そういった意味から、町内だけにとどまらず、外部の方の意見も聞きながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 項目が多いので、次の3点目に入ります。

自然と共生するまちづくりについてですが、地球温暖化対策として、昨年3月にゼロカーボン指定宣言し、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロに向けて再エネ導入実行計画策定の調査を行っています。

先ほど決算審査特別委員会からの報告の中で田甫委員長から話があったとおりですが、太陽光が生み出す再生可能エネルギーなどによって脱炭素社会の実現を目指すには4万6136トンの排出削減が必要と計画にあります。

本町の取組で優先すべきは、豊かな自然環境や景観を次世代に引き継ぐことであると私は確信しております。他市町村の動向を注視し、できることから始めるべきと思います。

また、町内各地に大量の太陽光発電施設がつけられている現状であり、既存の施設から

生まれている再生可能エネルギーの数値をこの削減計画の数量に組み込めるように道へ要請するなど、新たな太陽光発電施設を設置させない方策を考えるべきとも思います。

景観計画の作成と景観条例の策定と相まって考える必要がありますし、本町の再生可能エネルギーの設置に関する条例については、鶴居村や釧路市のように、規制を強化する条例に改廃すべきと思いますが、それについて伺っておきます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

本町の世界に誇れる霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境は、本町の全ての産業に恩恵を与えてくれる私たち浜中町民の財産であります。

本町のクオリティーの高い農水産物がありますのも、当然、生産者の努力もありますが、天然の付加価値を与えてくれる豊かな自然環境の恩恵にほかなりません。その豊かな自然環境を壊してまで再生可能エネルギーの設置を進めることは全くの論外だと思っておりますし、本町におきましても地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。まずは、できること、やれることから慎重に着実に実行していくことが重要だと考えております。

また、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の見直し、規制を強化すべきとの件についてですが、現在、景観計画、景観条例、そして、それに伴う規則を策定中であります。

それらを含め、周辺関係者への説明の範囲、それから、禁止区域の見直し等について判断していきたいと考えておりますが、地球温暖化対策についても一刻の猶予もない地球規模で進めていかなければならない取組でありますから、豊かな自然環境や景観を次世代に引き継ぐことは最優先にしますが、脱炭素社会の実現に向け、バランスを取りながら慎重に取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

再生可能エネルギーの条例の改正についてであります。先ほど申しましたように、まず、周辺関係者への説明の範囲、今は100メートル以内の住民となっているのですが、そこに自治会を入れるなど、そういった方向で考えたいと現段階では思っております。

規則については禁止区域の表がありますが、漏れているものも含め、再度見直したいと考えておりますので、理解していただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 大変力強い答弁をいただきました。

景観を壊してまで再生可能エネルギーの施設を整備するということはまるっきり考えていないということでした。私もそうあるべきだと思っているのです。

今、一生懸命、担当課で景観計画をつくってございまして、浜中町民の景観ミーティングは既に2回やっておりますし、浜中町の景観計画の体系もつくられております。これは環境基本計画に基づくものということで、連携されていますから、ぜひ、それも含めてやってほしいなと思っています。

そして、再生可能エネルギー施設設置に関する条例についてです。私も何回もくどく言

ってきたのですけれども、第8条に掲げる町長が定める禁止区域は、先ほど答弁をいただいたように、禁止区域の拡大については積極的にやってほしいなと思いますし、できるのであれば市街地周辺についてもぜひ区域に入れていただきたいと思います。

太陽光発電パネルは少なくとも事業者が設置するもので、メガソーラー的なものですが、町民に対する補助に対応しているのは10キロメートル以下ですよね。それはよしとして、売電を目的としてつくられるものについては市街地周辺は除く、規制の対象にしていくというようにしないとイケないと思います。湿原を守っているNPO法人なんかは周辺の土地を買っておりますが、それが無駄にならないように、浜中町として豊かな自然環境を次世代に残していくということをぜひ最優先に考えていただきたいということを申し上げたいと思います。

次の4点目に入ります。

安全、安心な生活を守るまちづくりについてですが、町民の命を守ることを最優先に、巨大地震・津波に備え、計画されている避難困難地域の緊急事業計画、人工高台や避難タワーなど、ハード事業に係る防災対策を計画年度内に確実に進めていくという決意を伺っておきたいと思います。

また、地域医療と福祉体制の充実は地方自治法第1条第1項に定めがありますが、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本であると記されています。

町民の命を支えるために2人体制に増やした浜中診療所常勤医師の居住の実態と霧多布にある浜中歯科診療所医師の常勤化を要望する声もありますので、今後の対応について伺いをしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

安心、安全な生活を守るまちづくりにおける防災対策については、津波避難対策緊急事業計画に基づき、丸山散布地区津波避難施設として、人工高台整備のほか、琵琶瀬・仲の浜・新川西・暮帰別地区の避難施設として避難タワー4基を令和5年度から9年度までに整備する内容で計画を進めているところでございます。

今年度の事業着手状況についてですが、議員もご承知のとおり、丸山散布地区の整備を令和6年度までの継続事業として現在事業を実施しているほか、琵琶瀬・仲の浜・新川西・暮帰別地区の避難施設整備に係る基本設計についても現在実施しております。今後は避難タワー4基の実施設計及び建設工事を現時点では計画どおりに進めてまいりたいと考えております。

この津波避難対策緊急事業計画については、計画期間中における都市防災総合推進事業での国庫補助のほか、北海道支援金の交付も決定されたことから、計画されている全ての事業が期間内に実施できるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、浜中診療所常勤医師の住居の実態についてでございます。

現在、高松医師については雇用当初から診療所近くの賃貸借家に住んでおります。釧路

市内に本人が所有する住宅もあり、そちらにご家族が暮らしておりますが、高松医師からは、可能であれば幼稚園年長のお子様と浜中町で暮らしたいといった思いも聞いておりますので、昨年度に実施しましたプロポーザルや民間の借家など、診療所周辺で住宅が確保できないか、現在、関係部署と協議をしているところでございます。

今後も、町民の皆様に医療への安心感を常に持っていただけるよう、常勤医師2名体制で医療体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、医師住宅の確保に向け、取り組んでまいります。

それから、浜中歯科診療所の医師の常勤化についてであります。

歯科医師や歯科助手などの確保は難しい状況下であります。加えて、少子高齢化に伴う人口減少やこれまでの浜中町でやってきた歯科予防の効果などの要因によりまして浜中町内での患者数が減少していることを踏まえますと、歯科診療所を浜中と茶内それぞれ単独で経営することは非常に厳しい状況だと認識をしております。

常勤化という声もいただいておりますけれども、今後も、引き続き、浜中と茶内の歯科診療所を一体的に運営していただき、医療機器は歯科医師の負担、そして、施設は町が維持管理しながら、本町の歯科診療業務並びに歯科予防を行っていただきたいと考えているところであります。

まずは、町民の皆様が安心して治療を受けられる体制づくりを考え、今後も、林所長と相談をさせていただきながら、歯科診療体制の構築を図ってまいりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 町長から防災に係るハード事業の件についてお答えがありました。

この財源については全員協議会で担当課長から説明をいただいております、都市防災総合推進事業に基づいて進められるということで、もう既に国との協議も調っているとのことであります。町長の決意がありましたけれども、ぜひ、計画年次内に完成させるよう、そのように進めていただきたいと思います。

それから、高松医師の関係ですけれども、来年4月にお子さんが小学校1年生になるという話を聞いておりました。

空き住宅を改装し、借りられたら、そこに住みたいとかという話がありましたけれども、ぜひ精力的に取り組んでいただけないかなと思います。もしそれができなければ、釧路市の小学校に入学し、2年生から浜中に来るというふうになるのか、そういうことではどうかなと思うのです。

やっぱり、浜中町として、2人体制で医師を確保して、町民のために頑張ってもらいたいという意思表示をするためには、プロポーザル方式もあるかなとは思いますが、できるのであれば年度内に住宅を確保し、新年度から住んでいただけるよう、一生懸命、汗をかいていただきたいことを希望します。

もう一つ、この際だから言いますが、民間で程度のいい空き家を複数町が取得して、普通財産としてはどうかと思っています。例えば、地域おこし協力隊を複数人呼んだ

場合に住む家がないということもありますので、そういうときにでもすぐに貸し出せるような仕組みをつくっておくことが必要だと思います。

あるいは、公営住宅で緊急に入りたいと調べて調査したら、公営住宅法で所得がある人については入れないということもありますので、例えば、数か月や半年ぐらいは入れられるというような条件をつけて貸し出すことも一つの方法ではないかと思います。今、現実的に公営住宅は結構空いているのです。法改正はできないわけですから、そういう形で提供してやるのも一つの方法ではないかなと思っています。

それから、移住、定住の関係で空き家バンクというものもありますが、空き家バンクに浜中町として登録すれば、全国の浜中に来たい人、住みたいという人に対して提供もできるのではないかと思います。これについてはハードルが高いでしょうけれども、そんなことも考えてみてはどうかと思っていますので、そんなことで押さえていただければと思います。

医師の関係、そして、歯科診療所の常勤化の話ですけれども、これからも一体的な運営をしていただきたいと思います。霧多布、茶内にそれぞれの常勤医師が入るとなると、それこそ、お客の奪い合いが起り、経営が非常に厳しくなるということも想定しての話かと理解します。今、週3回来ていますが、これを週4回にするという対策も含めて検討していただければと思っています。

これらは提言ということで押さえていただければと思います。答弁は必要ありません。時間も押してきたので、5点目に移らせていただきたいと思います。

次代を担う子どもたちのためのまちづくりについてです。

子どもたちは本町の宝、子育て環境、保育と教育活動の一貫した連携強化でより一層の充実を図るとあるのは小中一貫教育を目指すということなのか、伺いたいと思います。

また、霧多布高校の浜中学では霧多布高校として特色ある事業を行っておりますし、より進化が求められると思っています。将来的には総合学科の導入とありますが、その意図について伺っておきたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

まず、一つ目の小中一貫教育を目指すのかというご質問についてですけれども、今後、学校運営における校舎の老朽化などの課題、学校区の在り方や小中一貫教育など、様々な観点から、現在、教育委員会におきまして、令和7年度の計画開始を目指し、学校適正配置計画の策定に向け、浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会の中で協議がなされているところでございます。

計画策定に当たりましては、パブコメなどを通じて広く町民にも意見等を求めることとなっておりますので、今どう考えているのかということではなく、その方向性が出された上で、中長期的な計画の下、判断することであると考えております。

二つ目の総合学科に関し、将来的な総合学科の導入とした意図についてです。

これまで町内の酪農家の方々から切実な願いを聞き、このたび政策に掲げさせていただきました。

子どもを後継者として育てたい思いで高校から町外の酪農系の高校に行かせ、そこで3年、それから農業系の大学に4年、合わせて7年間、実家、そして、浜中町から離れておりますと、子どもたちの気持ちも変わり、後を継ぐどころか、帰ってこなく、ほかの職種に就職してしまうといったものでありました。

子どもの多感な時期の7年間はあまりに大きいということで、地元の霧多布高校に基幹産業に特化した総合学科があれば、そこで産業実習や浜中学といった郷土愛を育む特色ある教育を学ぶことで後継者としての意欲を持ってもらいたいといった思い、それから、新たに1次産業に自ら従事してみたいといった思いにつなげたい考えから、まずは、将来的な総合学科を見据えまして、普通科での産業実習や選択科目の充実が図れるよう、教育委員会と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 小中一貫教育を目指すのかという問いに対し、そうではないという答弁でありました。

保育所、それから、小学校、中学校が連携を取りながら子育て環境の充実を図っていくというのが本心だと思っておりますので、それについては理解をいたしました。そういう連携強化を図りながら、子どもたちに対するよりよい教育を進めていただければと思います。

そして、霧多布高校に将来的には総合学科をとということについてです。

総合学科というのは、調べてみたら、普通科、専門学科に加えて、普通教育と専門教育選択、履修を旨として総合的に施す第三の学科ということで平成6年度に創設されたと調べたらありました。

また、今、町長が言われたように、浜中町の産業に特化した学習を選択することで、後継者づくりに貢献できるよう、この学科の導入に向けた協議を進めるということの意図が見えました。

浜中の漁業、酪農を担う人材を育てることは急務であります。総合学科になるか、浜中学のような専門性を持った学科を取り入れるのか、教員の確保なども大変でしょうけれども、その導入時期を伺って私の質問を終わりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまの再質問にお答えいたします。

総合学科の導入時期についてです。

議員も今おっしゃいましたとおり、総合学科にするためには、あらゆる高いハードルがあります。教員の力量や学校長の力量ということもあります。そういったことからしますと、恐らく5年や10年といった単位になろうかと思えますし、現在、釧路市に1校、標

茶に1校ありますけれども、そこの兼ね合いもあります。

いずれにしても、本町においては、町立高等学校ということで、将来的には、いずれ総合学科を導入しなければならない時期が来ると思っておりますが、その時期についてはここで明言できませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で川村義春議員の一般質問は終了いたしました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 通告書に従って質問させていただきます。

命のバトンの活用についてです。

当町では、高齢者や障がい者を有する人に対し、自宅での緊急時、救急隊が傷病者の医療情報を医療機関に届けることで迅速な医療対応ができるよう、命のバトンを配付していますが、その実績と今後の活用について伺います。

命のバトンの配付はいつから始まったのか、お知らせください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 命のバトンは、平成22年度から配付を開始しております。

開始の経過としましては、浜中町の医療関係機関の浜中診療所、救急医療担当の浜中消防署、防災対策室、当時の福祉保健課担当で構成する浜中町地域医療担当者連携会議において、医療機関の適正受診、救急対応、救急利用のモラルなどの在り方が議論され、医療機関へ搬送する際に迅速な医療対応に生かすことを目的として、各自治会へ命のバトンの事業を説明し、配付の協力をいただいているところです。

配付の内容は、保管容器、これはプラスチック容器ですけれども、それと冷蔵庫用のマグネットステッカー、玄関用のシール型ステッカー、救急情報用紙となっております。それに健康保険証の写し、診察券の写し、お薬手帳の写しを入れていただくよう周知させていただいております。

救急要請の際、情報収集が必須で、既往歴、現病歴、かかりつけ医療機関、処方薬の情報、家族等の緊急連絡先などの情報を速やかに確認し、症状の確認を行い、搬送先を選定することが重要です。それらの重要な情報を入れて常備するのが命のバトンです。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 平成22年からということで13年続いているものということですが、当初の配付年齢と現在の配付年齢は変わっていますか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 平成22年度の開始時は60歳以上の方と障がい者を有する方を対象に配付しておりましたが、平成24年度からは65歳以上に引き上げたため、平成25年度から28年度の配付は停止しております。その後、平成29年度から65歳の方に配付するという事で再開しております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 当初の配付人数と現在配付の人数、また、今後の配付人数の推移というのはわかりますか、お知らせください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 当初の平成22年度につきましては、60歳以上と障がい者の方等で、合わせて1373世帯、2170名に配付しております。

年度ごとにお話しさせてもらいますと、平成23年度は、60歳の方に129世帯、148名の方に配付しております。先ほど申しましたけれども、平成24年度からは、年齢引上げのため、28年度までは停止しておりますので、配付はありません。

この間、障がい者の方とかに一部出している方はいますけれども、具体的な数字がないので、お許してください。

平成29年に再開してからは、107名へ配付しております。平成30年度に99名、平成31年度に64名、令和2年度に89名、令和3年度に95名、令和4年度に72名、令和5年度に92名で、今年度につきましては、23自治会町内会へ、10月に配付させていただいております。現在まで延べ2969名の方に命のバトンを配付しているところ です。

今後の65歳年度末到達者の人口構成を見ますと、令和6年度以降、10年間の65歳到達者は70名から80名台で推移しておりますので、このくらいの数字となると思います。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今後の推移としては70名から80名と伺いました。その前の配付の人数も詳しく説明していただきましたけれども、受け取った人たちの具体的な活用の事例は押さえておりますか、教えてください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 命のバトンにつきましては、冷蔵庫の中に基本的に入れておき、扉にマグネットシールを貼って、ここにありますよということで救急隊員や駆けつけた方にお知らせするものです。

実際、救急現場の方に確認してみましたが、救急隊が駆けつけた際に意識状況が悪い場合や必要な情報が得られないとき、既往歴、現病歴、かかりつけ機関と処方箋の情報について活用することがあったと聞いております。また、救急搬送において迅速に医療につなぐことができた地域医療担当者連携会議において浜中消防署からの報告もありました。

搬送内容を見ますと、脳疾患、心疾患、呼吸器系が半数を占めている状況です。

今後におきましても、救急現場において命のバトンの情報を活用しながら緊急活動を行うと浜中消防署は申しておりましたので、連携しながらやっていきたいと思っています。

また、先ほどお話ししました地域医療担当者連携会議はコロナ禍で開催ができておりませんが、今後も、救急車の適正利用、医療機関の適正受診などを含め、地域医療の情報共有の在り方について共有を図りながら、関係機関が連携して地域医療の充実を図り、町民の健康及び地域医療を維持してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） それぞれに配付された命のバトンの活用の事例を伺ったのですが、私も消防署に直近3年間で活用があったのかを聞いてみました。

そうしたら、配付当時は、情報をつかむために用いましたというお答えでした。でも、直近3年の間では、大体は情報を電話で取れるということで、命のバトンの活用はそうないということでした。それでも、救急隊が駆けつけたときに意識がなく、お答えができない方については命のバトンを探すこともありますというようなお話でした。

私も命のバトンを配付されましたけれども、もらったときに冷蔵庫の中に入れておく、扉に貼っておくということが書いてありましたが、私もそのようにはしていませんでしたし、冷蔵庫の中に入れておくことにはとても抵抗がありました。

それで、このたび、命のバトンについて私も考えました。また、周りにも聞いてみたのですが、命のバトンのことを皆さんは知っていて、これは浸透しているという感じがしましたし、継続が実になっているといいますか、成果と言えるのではないかと思います。

ただ、一歩進んで、どうしてですかと聞いたところ、ほとんどの方は、どこにあるかなという感じでした。冷蔵庫の中に入れている方はほとんどおらず、目につくところに置いておくというのもなく、いつの間になくなってしまっているという方がほとんどでした。ただ、引き出しにお父さんの分とお母さんの分が入っていますという方もいらっしゃいました。でも、情報は入れているかを聞いたら、それは入っていなかったです。そのような実態が私の周りでも多かったです。

今回、私が命のバトンを取り上げましたのは、これはただ配付しているだけで無駄なのではないかと思って調べて出したのですけれども、殊のほか、皆さんはすごく知っていたのですね。そのものを見たことはないのでしょうし、自分が対象の年齢ではないにしても、家族の方がもらっているのか、命のバトンのことは知っていて、すごく浸透していることを実感しました。そこで、命のバトンをもっと活用し、医療に活用してできないかということなのです。

先日、診療所の加藤先生の講演会がありました。加藤先生のお話の中に命のバトンの活用もしていきたいということがあったので、先生は何か考えているのかなということでお話を伺いに行きました。そのときに出了のが次の質問になりますが、アドバンス・ケア・

プランニングのお話でした。これは、人生会議と言ったほうが早いでしょうか。そのことを先生はおっしゃっていましたので、このたびの質問になりました。

命のバトンをきっかけに人生会議の機会を増やせないかなと考えましたけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） ただいま議員がおっしゃいました命のバトンの活用、アドバンス・ケア・プランニング——ACPにつきましては、もしものときのために自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族などの関係者、医療関係者や介護関係者などと話し合っ共有する取組のことで、先ほど言われていました人生会議ということです。

延命治療や人工呼吸器、輸血、透析、胃ろうや介護などの希望について家族などで話し合うものですが、認知症が進んで病気になったときなど、本人の意思が確認できない場合、医療の選択が家族に委ねられることがあります。本人の意思とは関係なく終末期の決定がされるかもしれません。本人の人生観が分かっているならば本人の意思に沿った選択をすることができます。

似たような取組に終活やエンディングノートなどがあります。また、健康成人に対する人生会議ということで、健康な人でもそういうことがありますし、病気を持った患者に対する人生会議もありますが、緊急時における一つの情報のツールとして、命のバトンの活用も考えられます。

具体的には、情報関係の用紙が入っていますが、その中に終末期医療のことや臓器提供のことは入っていないので、そういったものも入れて、家族の皆さんで考えてもらうのも一つの考えかなと思います。

もしものときに本人の望む医療やケアを受けられるよう、人生会議の周知、啓発を図ることで生活支援の充実を、そして、最後まで安心して暮らし続けられる地域づくり、最後まで自分らしく生きるための支援について、先ほど話しました浜中町地域医療担当者連携会議などにおいて、医療と介護の連携を含めながら模索してまいりたいと思います。

命のバトンはもう13年もたちました。趣旨は伝わっているのですが、その活用の仕方について考える時期に来ているかなと思っております。今後とも、配付の際、目的や趣旨を対象者の皆様に伝え、救急医療の現場で役立てられればと思っています。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今ご答弁をいただいたように、命のバトンを見直す時期なのか、自分がその対象になったから気がついたのかは分かりませんが、見直してもいいのではないかと考えました。

命のバトンの中に入っている情報を書く用紙にも考えるところがありますし、命のバトンが冷蔵庫に入っていますよというマグネットの目印がありますが、今の冷蔵庫は、ガラスストップになっていて、マグネットがつかないというようなこともあります。

冷蔵庫の中でなくてもいいのではないかとというような話もありますし、啓発チラシも含

め、いろいろな面で見直すところがあるのではないかと考えていますので、今後、そういうことをやってもらいたいなと考えています。

また、命のバトンの対象者についてです。

先日、医療講演会のときに多くの方が集まってくれたように、講演会と言ったら大きくなってしまいますけれども、茶話会でお医者さんと話をしようなど、そういうようなことが命のバトンをもらうきっかけとなったらいいなと考えております。ぜひ、そのような見直しを考えてほしいなと思います。

最後に、町長にぜひお答えを願いたいことがあります。

診療所の先生も2人体制になって、町民はとても安心していています。町長のご尽力が大きかったと思います。加藤先生、高松先生の2人になったことは町民がとても安心してている大きな要素だと思います。

ぜひ、この2人の先生に協力をいただきながら、消防署、診療所、医療機関、町民と人生会議のACPの機会を多く取れるような力を入れてほしいなと考えておりますが、町長のお考えを聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えします。

加藤医師は、今後の浜中診療所として町民の安心、安全を守るということも含め、頭の中でいろいろな構想を描いていると思います。その中の一つが講演会にもありました人生会議であったのではないかなと考えています。

命のバトンの配付から13年がたっておりますが、町民の方には広く浸透しているように思いますけれども、配付当初のような活用が今はなされていないということもあるようでありますので、今後、命のバトンの使い方の見直しも含め、医療機関や消防署などと協議してまいりたいと思います。ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 通告書に沿ってご質問させていただきます。

公約の所信表明についてです。

町長は、松本前町長の下で1期4年間の副町長職を務められ、さきの町長選挙において多くの町民からの支援を集め、浜中町史上、最も若い町長として当選されました。あらゆる町政が困難な時期ではありますが、選挙公約どおりに五つの重点政策を掲げて所信を表明されましたので、応援の気持ちも込める意味で、以下、ご質問させていただきます。

重要政策の一つ目に産業振興で持続するまちづくりについてです。

新しく創設する助成制度に個人事業主や法人、あるいは、NPOなど、そういった事業の形態を幅広くし、そして、とてもハードルは高いものだと思うのですが、新規の移住を呼び込む政策の目玉の一つとして対象の範囲を広くしてはいかかがか、ご質問をさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えをいたします。

本町では、基幹産業である農漁業と商工業とが連携してこそ、浜中町の産業振興の発展があると強く考えているところであります。

今回、長期化したコロナ禍の影響は、地域購買力の低下や域内消費の減少から、営業の休廃止など、深刻な状況にあり、この大変な状況の中、私は、新たに町内で起業を考えている方々を応援すべく、起業支援制度を創設してまいりたいと考えております。

ご質問にありました制度の対象につきましては、今後、産業団体や関係部署と十分協議してまいりたいと考えておりますが、できるだけ多くの町民の方に活用していただけるような制度にしてまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今回、町長選挙の後、所信表明を拝読させていただいて、まさにこのタイミングといえますか、4日から8日までの5日間、浜中町ワーケーションステイということで、仕事をしながら浜中町に滞在するプログラムで来ている方が15名いらっしゃいます。

私も受入れ側の一人として携わらせていただきましたが、今はノートパソコンがあればいろいろな地域で仕事ができるという世の中になってきているようで、何人かの方にいずれ移住を考えているのでしょうかとお伺いしたところ、移住はやっぱりハードルが高い、そして、自分たちのライフスタイル、ワークライフは移住しなくてもできるようになった、まさに多拠点で仕事をできるようになった、移住は、年齢的なことも含め、最終的に考えることかなと言う人が多かったです。

働き方が新しくなったこと、また、移住のハードルが高いのであれば、ワーケーションステイでノマドワーカーと呼ばれるような人方を誘致する政策も考えていかなければならないのかなという思いから、二つ目の質問に移らせていただきます。

住環境の整備促進を図る新たな助成制度の創設とありますが、空き店舗の利活用も助成の対象にはなりませんでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

住環境の整備促進を図る新たな助成制度については、5番議員の一般質問に対し、その目的などをご説明いたしましたが、この制度は本町の産業を支える労働者の安定雇用のための住環境の整備を目的としておりますので、ご質問の空き店舗の利活用は目的が別になると考えております。

むしろ、町内で起業を考えている方々を応援する制度のほうが目的に近いと思いますので、そちらの制度において対象とすべきかどうかを検討させてもらいたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 繰り返しになってしまいますが、移住はとてもハードルが高いのです。今居住されている地域がどういう地域かにもよるのですけれども、移住先に求めるものとして、豊かな自然のほか、食べ物や空気がおいしいということがあります。ご自身で事業をとるか、例えば、物書きの人やプログラムや何かを組んでノートパソコンで仕事ができる人はそのスペースがあればいいという考え方の人も多いのですけれども、当町の課題とも一致することとして、飲食店が少ないということがあります。

そこで、空き店舗の利活用を考えたとき、地元の人で空き店舗を利活用してくれるのが一番ですけれども、やはり、人口減の中、地元でそういったバイタリティーのある方を探すのは難しいと思っております。ただ、この店舗を使えば、購入できれば、利用できれば移住してきたいという方もいるのであれば、広く募集をしていただくようなご検討はしていただけないでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

新たな移住を考えている人のためにも対象にすべきではないかという質問かと思うのですが、今、ちょうど制度設計している最中でありまして、現段階では町民を対象にという助成制度でありますので、協議させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。

それでは、2項目めの質問に移らせていただきます。

元気あふれる活気に満ちたまちづくりについてです。

タウンプロモーションにより一層の知名度アップを図るとありますが、町長はどうして知名度アップをする必要があるとお考えでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

5番議員へのご答弁と重複いたしますけれども、私としましては、本町の魅力あふれる産業資源や観光資源、それから、霧多布湿原をはじめとするすばらしい自然環境などを全国にPRし切れていない印象を強く抱いております。そうした観点から、本町にとりましてタウンプロモーションの強化が必須と考えているところでございます。

道外の物産展や移住イベントなどに参加しますと、来場された方々から、浜中町は北海道のどの位置にあるのか、あるいは、浜中町で有名なものは何かといった言葉が寄せられるといったことを職員から聞いておりますし、例えば、ルパン三世やハーゲンダッツは知っているのに、浜中町という地名がその人から出てこないといったことが多々あります。私は、ここに情報発信やプロモーションの手法や体制に何らかの課題があるのではないかという思いを持っております。

本町でも人口減対策が大きな継続的課題である中、産業・観光施策はもちろん、雇用や担い手の確保、交流人口、関係人口の拡大に向けた施策など、何を展開するにしても、町

外の企業や町外の方に本町の魅力を知ってもらうため、浜中町の知名度をもっと広げていかなければならないと思っております。

ただ、目的もなくプロモーションしても効果が上がらないと思っておりますし、さらなる浜中町の魅力づくりとともに、プロモーション体制づくりを併せて進めていかなければなりません。

行政だけではなく、町民の皆さん、町内の産業団体、事業者、さらには、町外事業者等の協力、支援を得ながら、一体となってプロモーション体制の構築をすることを目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 魅力あふれる地域づくりをされる、そこを目指して知名度をアップする必要があるということですね。

私も、Uターンし、家業である漁業を継承しました。私の場合は外で様々な価値観に触れたということもあって、漁業だけではなく、観光業にも携わらせていただいています。

観光客の方と触れる中では、浜中町のことを知らなかった、たまたま来てみたらカヌーに乗れた、ラックがよかった、食べ物がおいしかったと言っていたことがあります。そして、どういう接し方をすることによってリピートにつながるかも分かりました。リピートしてくれたとき、私たちホスト側としては、次はもう少し長く滞在していただけないだろうかと考えます。要は、地域の魅力を紹介するのに長い時間滞在していただきたいと考えるのです。それが地域の経済効果にもつながっているかと思います。

それで、浜中町を知るきっかけがタウンプロモーションだった、そして、行ってみたいと思い、観光に来てみたら、本当に自然がすばらしかった、おいしかった、また来たいと思わせるのが私たち事業者の役割の一つでもあるなと思い、そして、浜中町のファンを増やすという思いでやっています。

その浜中町のファンになってくれた方が移住につながるのではないかと、つなげたいなと思ってやっていたのですが、このたび、ノマドワーカーの方々に移住はそんなに簡単ではないということを言われ、さらに課題が増えたなと感じたところです。

町長が新しく掲げられた施策について考え、それから、関係事業者と十分協議し、魅力ある浜中のまちづくりについてさらなる努力をしたい、町長の考えられた所信を強く応援したい、サポートさせていただきたいという思いで質問をさせていただいております。

繰り返しになってしまいますが、浜中町のファンをつくる、観光に来ていただく、長期滞在になったら移住とつながるのではないかと思いますので、それも考慮していただいて、繰り返しになってしまいますが、制度についてご検討をいただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域産業と連携した体験型観光として、昆布干し体験は、漁家からの要望も多く、観光貢献度としても高いように思いますが、受付窓口などを設けることはできませんでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

近年、観光業につきましては、長期化したコロナ禍の影響により、旅行者も海外志向から国内志向へ変容しつつありますし、それに伴う国内観光需要も徐々に高まりを見せております。

観光振興を進めていく中で、体験型観光は、地域における様々な文化や伝統を伝えるコンテンツとして国内外の旅行者から人気もあり、本町においてもその可能性は十分あると私自身感じているところでございます。

霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境を生かした体験、豊富な農水産物を生かした食体験、そして、広大な海や土地を生かしたアクティビティー体験など、他のまちでは体験できない魅力ある体験型観光の創出を、産業団体をはじめ、地元の事業者の方々とともに作り上げていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 昆布干し体験をしていただくことというのは漁家にとっても求めているものなのです。私も、昆布漁業者の一人として、観光に来ていただいたお客さんに実際に昆布干しをしていただければ労力としてとても助かるということもあるのですが、お客さんの満足度です。僕は、なりわいを見ていただく、第1次産業、基幹産業の一部に触れていただく、そして、自分で干した昆布を食べてもらうというところにつなげることができるのではないかと考えています。

このたび、養殖ウニがG Iに登録され、さらに、町長は、昆布、ホッキ、アサリについてもお考えだということでした。また、浜中学でも、たしか、今年の発表の中で昆布のブランド化もできないかということがあったかと思うのですが、私もまさしくそう思っていたところです。

漁業者の9割ぐらいが昆布漁師です。しかし、どの漁家でも陸まわりの作業員も不足してしまっていて、陸まわりの奪い合いになってきているのです。地元には人がおらず、町外、釧路から手伝いに来ていただくということもあります。そこで、お客さんが求めていればですが、滞在中の観光の方に昆布干しの体験をしていただければと思っています。

その窓口を宿の方にやっていただくと便利かもしれないのですが、本来の宿業とは違いますよね。うまく連携できればいいのですけれども、例えば、宿泊以外で、今日、昆布干しがあるのなら行ってみたい、昆布のスタートを見てみたい、昆布を干してみたいといったとき、その窓口があれば漁師たちも大変助かるのではないかと思います。

今すぐこういったものができるというご答弁は難しいかと思いますが、観光協会や事業者との協議の中で、こういう制度ができればいいな、作り上げていただきたいなということで、一事業者としてご提案をさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

本町の観光資源とはどのようなものをお考えでしょうか。これも重複するかと思うので

すけれども、再度、お願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 本町の観光資源とは何かというご質問についてであります。

私は、先ほども申しあげましたが、霧多布湿原をはじめとする豊かな自然環境や風光明媚な景観、そして、鳥や野生動物などの自然資源、これまで継承されてきた産業やそれに関わる様々な人、それから、文化といった資源、さらには、ルパン三世やハーゲンダッツなどの国内外からも認知されております資源、このように浜中町には魅力あふれる豊富な観光資源があると考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 先ほどから重複している質問でしたが、幾つか挙げられました。そして、人ということ再度聞けました。

私も、Uターンで帰省するまで旅をしていました。何かを見たい、何かを体験したいということはもちろんあったのですけれども、その裏には、一度会った人、あの人に会いに行きたいという思いがやっぱり強かったです。つまり、人の魅力に引かれてということですね。

旅先で別なところから来た方と知り合って、その方のところを訪ねるということもやることがあります。その地域にももちろん魅力があったのですけれども、人に引かれたということがあるのです。

そこで、一つ前の質問になりますが、なりわいに触れるということです。あの漁師のおじさんはいかしていた、また体験してみたいと思ってもらえるかどうかだと思います。また、最近の都会の方々は都会人の方が多く、田舎に行く機会がないのです。そういった中で、産業、なりわいに触れてみるきっかけづくりとして昆布干し体験が有効ではないかと思うので、繰り返しになってしまいますが、人に会う旅、魅力をより増すためのなりわい等への触れ合い方を含めた誘致の活動を事業者として考えたいなと思いましたが、再度、協議といたしますか、検討材料としていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

切れ目なく本町を訪れていただけるような観光振興とありますが、現状の課題と対策について、何かお考えのものがありませんでしたらお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えします。

本町の観光は、いわゆる滞在型観光ではなく、周遊型観光の傾向が強く、その理由としましては、観光客からは季節イベントや日帰り観光といったイメージがあることが長期滞在につながらないことの一つとして挙げられます。

滞在型観光のメリットは、地域の自然や文化に触れることにより、地域住民と交流ができる機会が増え、豊かで深い体験を味わうことが魅力であります。周遊型観光とは異なり、その地域のファンになる傾向が強く、滞在型観光を促進することで何度も本町を訪れてく

れるリピーターの獲得と長期滞在による経済波及効果などが期待されると考えております。

そういったことを踏まえ、今後、観光閑散期における冬のアクティビティーなど、新たな観光コンテンツの創出に向け、地域の多様な関係者と連携し、協議してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） これも事業者として感じるというか、実際、そうなのですけれども、グリーンシーズンは何もしなくてもお客さんに来ていただけるのです。移動しやすいということもあるでしょうし、夏だと避暑地的な、また、霧多布湿原に花を見にくるという目的の観光の方が多くいらっしゃいます。

ただ、オーバーツーリズムというわけではなくても、来ていただいているお客様全員に同じような対応はなかなか難しいのです。アクティビティーの事業者としてもそう感じています。

町長もおっしゃっていましたが、四季を通じてということです。アクティビティーもそうですけれども、海産物にも旬がありますよね。旬を上手に生かし、季節ごとに来ていただけるような施策は、産業の充実としても、観光の事業者としても強く考えていて、まさに冬期間の閑散期で、漁業でもそうですし、アクティビティー・観光事業者でも課題になっているところで、ネットワークを勝義、お客様の趣向、動向等の調査をしながら、冬の道東らしさ、浜中らしさを生かす観光事業も考えたいなと思っております。

今ご答弁をいただいたことで理解いたしました。閑散期にどれだけお客さんを引っ張れるか、見ていただいている部分はどうPRしていくか、これは事業者としても課題ですが、ぜひお力添えをいただければと思います。

三つ目の質問に移らせていただきます。

職員との綿密な連携体制を構築し、職員のケアと人材育成に力を入れます。

ただ、若い職員の方の離職率がちょっと高いように見えますが、現状をどのように把握され、対策等を何か講じているのであれば、ご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、確かに、近年、若い職員が多く退職している状況は承知をしているところであります。ただ、このことにつきましては、本町に限ったことではなく、どこの町村も、さらには、どこの民間企業・団体においても同じ問題を抱えている状況であるということは聞き及んでいるところでありますが、近年の傾向であるとはいえ、人手不足となっている深刻な問題であります。

その対策については、役場として、日頃より管理職の皆さんに、担当部署のリーダーとしての職員の育成、それから、状況を把握しながらコミュニケーションを十分に図っての職員個々のケアをお願いしているところでございます。部署内でしっかりと先輩職員が仕事のノウハウを伝授するという意味では、やはり、コミュニケーションをしっかり取り、

スタッフが一丸となってその仕事に当たっていくことが重要だと思っております。

そういった意味でも、今後も、引き続き、理事者と管理職、管理職と各職員、あるいは、町民の皆様とのコミュニケーションの場を大切にしながら、職員が持つ可能性を十分に引き出しつつ、組織力の向上を目指していけるよう、職員に呼びかけていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 7番渡部貴士議員。

○7番（渡部貴士君） 今ご答弁をいただきましたが、確かに、どの地域でも、そして、行政に限らず、企業でも、そして、個人事業でも想像していたものと違うということは多分あると思います。ただ、ほかにも一緒だからといって、そこは真似しなくてもいいと思うのです。ほかには離職率が高いけれども、浜中では誰も辞めないとあってほしいと思います。

辞めてしまっても町内に残っていただけるなら、やりたいことが変わっただけで本当に浜中が好きだというのであれば応援したいなと思うのですけれども、退職して地元を離れてしまうというのはとても残念だと思います。単なる人数のマイナス1ではないのではないかなとも感じているのです。

今回、職員の方に限らせていただきますが、これは、ここだけではなく、どこでも課題なのだと思うのですが、相談しにくいのではないかなと思います。例えば、職場で何かの問題があっても直属の上司に相談できるようにするという事です。事業についてであれば相談はもちろんできると思うのですが、プライベートなことです。これは、上司だけではなく、仲間がいるかどうか、職場以外、地域の地域内に相談する人がいるののかもあると思います。確かに、社会人ですので、職場としてそこまで関与するべきではないのかもしれませんが、相談相手がつくるということも地域に残っていただくための一つではないかなと思います。

ご答弁をいただいたところで承知しなければならないと思うのですが、公務員とは地域の奉仕者です。庁舎も新しくなり、こういう職場に勤めていただいたので、町民のためといいますか、職員の方にもこの地域をさらに好きになっていただくため、離職率を考えなければいけないのではないかなと思っております。

その上で最後に一つ質問させていただきます。

時期的なものもあってご答弁が難しいかもしれませんが、来年度の採用についてです。浜中町の役場で働きたいという人の公募の仕方ですが、これもほかと一緒にするのではなく、要は、浜中町に来ていただきたいという公務員試験を受ける方に対しての浜中町のプロモーションとして何かされているのであれば、ご答弁をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えいたします。

まず、採用に向けた試験前の役場のプロモーションといいますか、PRをしているかどうかについてです。

今、釧路町村会、そして、十勝の町村会のほうでも常習化していると思うのですけれど

も、町村会として採用試験前にそういったイベントを組み、各町村のPRをして、その魅力を発信して、応募してもらおうといった動きがあります。そういったことから、今後、いい方向に転じていくのではないかなと思います。いかんせん、離職率の話をしみると、ほかがそうだからといってまねしているわけではなく、時代的にそういった傾向にあるということだけは承知してほしいなと思います。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡部貴士議員の一般質問は終了いたしました。

次に、3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 通告に従いましてご質問させていただきます。

学校及び町内公共施設における児童生徒の安全対策についてご質問いたします。

また、このたびの一般質問に関しましては、質問通告後に補正予算案が上程されましたため、後ほどの議案に関連していることも承知の上でご質問させていただきます。

今夏の連日の猛暑は、道内各地でも大きな影響を及ぼしました。熱中症症状を訴え、緊急搬送される児童も発生し、さらに、伊達市では小学生児童が熱中症により亡くなってしまったという痛ましい事故も発生しています。道内でも冷涼とされていた根釧地区も、今夏に関しては厳しい暑さが続き、8月24日には釧路・根室地方でも熱中症警戒アラートが発令されています。このことから、今後は、猛暑、暑さ対策という観点について、単なる季節の移り変わり上の対応ではなく、安全対策の一要素として捉える必要があると考えます。

そして、この状況を踏まえ、近隣市町村を含め、北海道内の各自治体にて学校施設にエアコンを設置する動きが連日報道されています。近隣でいえば、釧路市9月定例会にて、市議よりエアコン設置に向けた一般質問が行われておりますし、その後の動きとしまして、新聞の報道の情報ですが、事業費7300万円、小・中学校と義務教育学校に39校の保健室にまずはエアコンを設置する、また、普通教室などには扇風機などを順次設置していくという対応とのことでした。

また、厚岸町についても、町内の全6小・中学校、計六つの保健室に年度内にエアコンの設置完了を目指すという内容を把握しております。

北海道においても、道教育委員会より、関連経費約26億4300万円で道立高校と特別支援学校の全ての普通教室に窓用エアコンを設置するという報道がなされました。

以上のような動向から、本町における暑さ対策につきまして、学校施設を中心に順次ご質問させていただきます。

まず、本町での今夏の現状についてご質問させていただきます。

本町では、暑さ対策について、教育委員会から学校または保護者へどのような通達、周知が行われていたか、また、その結果、各学校現場においてどのような対策が行われたか、この2点につきましては、小さな子どもである園児や児童が一日の大半を施設で過ごすという観点から、保育所での対応などについてもご回答をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、教育委員会からご答弁させていただきます。

暑さ対策の周知等についてですが、今年については5月12日に北海道教育委員会作成の熱中症対策としての危機対策マニュアルが周知されました。それ以降、熱中症対策へのさらなる徹底や一層の充実ということで、計17回の関係する通知を各学校に発出しているところでございます。

また、保護者への周知についてですが、各学校で管理するもの、また、保護者へ周知するものを判断してもらいまして、保護者の協力が必要なものなどについては学校の判断で周知を行っております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 保育所の関連についてお答えします。

まず、保護者への通達についてです。

今日は暑いですね、暑くなりそうですねなどという話は登所時に保護者の方と話をしています。そして、暑さ対策と申しますか、水遊びをしましたよ、今日は暑かったので、お散歩に出ませんでしたというような話は降所時に保護者に話をしているところです。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、学校現場においては、道教委の指針の下でのマニュアルを基本として、度重なる周知を行っていただいたということで承知いたしました。

保育所では、そういった指針と申しますか、それにのっとった公的な通知があったのかについてお伺いいたします。

というのは、やはり、学校現場では、保護者、学校現場の先生も含めて判断し、対策を行ってくださったという旨はお伺いしています。もちろん、細やかな児童生徒や園児への周知は、行政と申しますか、組織から発信することも大事なのですが、都度、現場で判断するほうが迅速だという利点もあると思います。しかし、その判断材料である指針については、やはり、国、行政が示すべきなのではないかなと考えます。

さきに述べた伊達市の事例に関してですが、学校側が暑さ指数を体育の授業の前に確認せずに授業を行ってしまったという経過が報道されておりました。来年に関しても暑さというのは継続されることが十分に考えられます。やはり、マニュアルや現場判断時の客観的な数値によって、どういう状況のとき、どのような動きをしなければならないかという大枠に関しては、学校、保育現場にかかわらず、行政が整備すべきと考えます。

その点について、お考えをお示し願います。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 保育所につきましても、熱中症アラート等の通知が来ておりますので、先生たちには迅速に周知しておりまして、それでしっかり対応するようにということで通知しております。お子様を安全にお預かりすることが保育所の使命だと思っておりますので、迅速な現場での対応を取らせておりました。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 先ほどの質問の2なのですが、具体的に学校現場でどのような対策がなされていたかです。例えば、私がお伺いしていた中には、指数計できちんと判断をしていたということ、あるいは、暑さ対策グッズの持ち込みを許容したという対応も聞いております。

その点に関して、行政としてどのように現場の状況を把握していらっしゃったか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 先ほど議員からもお話がありました暑さ指数計を各小・中学校、高等学校において1台以上設置してございます。この指数が高い場合は、体育の授業を中止したり、外での活動を中にして場所を変えたりするなどの対応をしております。

学校では、コロナ禍で準備した扇風機を活用するほか、窓を開けて風通しをよくする、逆に、窓を開けずに遮光カーテンで熱を校内に入れないように工夫している学校もございました。

また、非常事態に対応できるように、氷を大量につくって準備しておくことに加え、議員が言われたとおり、家庭でできるような水筒の持ち込み、うちわ、クーリング、保冷剤などといった体を冷やす道具の持ち込みを家庭に呼びかけ、協力をいただきました。

さらに、中学校、高校につきましては、ジャージ登校の推奨も行いましたし、場合によっては部活動も中止するなどの対応をいたしました。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） お答えいたします。

保育所につきましては、子どもは小さいですので、暑さ対策グッズというのはなかなか難しいところでございます。そこで、先生たちが子どもたちに小まめな水分補給を、そして、窓を開けての温度管理等の対策、扇風機を入れたり、先ほど申し上げましたが、水遊びをしたりして涼を取っております。

また、お昼寝のとき、霧多布にはエアコンがないのですけれども、冷風扇を使うなどして対策を取っているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 各現場のご対応については私が聴取させていただいた内容と相違ありませんでしたし、本当に現場でのご尽力があったおかげかと思っています。

どの現場においても、本当に先生方がご尽力してくださっていて、この結果、この夏においては本町では搬送された児童生徒などがおらず、学校に関して言えば、熱中症の症状で保健室を利用する児童生徒が顕著に増えた様子も見られなかったと各学校からお伺いしております。

先ほど冷風扇や扇風機で対応していただいたということもお伺いしましたし、一例として、霧多布小学校は、地域がご協力してくださったといたしますか、一町民の呼びかけによって、保護者、地域住民の方が扇風機を貸し出してくださったということもお伺いいたし

ました。

ただ、この夏の状況を踏まえますと、暑さが学校生活や保育環境、そのほか町民の環境に大きな影響を及ぼしていることは事実だと考えます。この点について、現場で様々なご対応をしていただいたとしても、やはり、その工夫や協力で防ぐことができる範囲には限界があるのではないかと考えております。つまり、ハード面での環境整備の必要性について挙げさせていただきます。

先ほども、学校では、窓を開けたほうが涼しい学校もあれば、開けないほうが顕著に暑さの影響が出ない場合というご答弁もいただきましたけれども、浜中町の地域の特性上、海側と山側で気温や気候に大きな差があるということをご承知しております。

そこでご質問いたしますが、各学校からは、そういった地域性や気候を踏まえまして、エアコンの必要性が挙げられているのかどうか、教育委員会が把握している学校現場からの要望についてご回答をお願いいたします。

また、そういった学校からの声を踏まえまして、エアコンの設置に向けた検討を行ってくださっているのか、導入するとすればどのような機器、設備とするのか、この機械については全て同じ機械なのかという点についてもご回答をいただきたいと思っております。

そして、その設置工事ですが、来年の夏、必要時に設置工事が可能なのか、お伺いいたします。

これらの点について補正予算にて上程していただいておりますし、新聞報道でも情報については把握しておりますが、改めて、学校現場からの声、原課のお考えなど、想定していらっしゃる財源なども含め、ご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、各学校からの要望があるのかについてです。

10月に浜中町校長会の役員が来庁し、新年度の予算に向けての要望書を提出されました。その中で、今季の猛暑対策として、次年度以降、クーラー等の設置の要望がございました。

また、教育長をはじめ、職員が学校訪問で学校に出向いたとき、学校長からの暑さの現状、また、その取組の話をお聞きの上で、今後の暑さ解消としてエアコンがあればいいというような必要性のお話が学校長からもありました。

そして、エアコン設置に向けた検討ですが、これらを踏まえまして、事務局としましてもエアコンの設置については検討してございます。まだ具体的な金額についてはありませんが、町内の電気関連業者にエアコンを設置する場合の試算の依頼をにかけているところでございます。

導入機種につきましては、今言いましたエアコンの試算を依頼した業者からは、それぞれの学校の教室の大きさなど、いろいろとありますが、基本、教室については天井つり下げ型のもの、また、面積が小さい教室、例えば、保健室などについては壁かけ型のものが適当ではないかというアドバイスをいただいております。

なお、メーカーや機種についてはまだ具体的に決定してございません。

また、来年の夏には必要時に使用できるような設置工事が可能かということについてです。

先ほど議員も言われたとおり、今議会での補正予算案で審議をお願いすることとなっております保健室用のポータブルクーラーにつきましては、年度内で購入することで対応しようとしておりますが、今後、検討されるほかの教室につきましては、設置する学校、教室、設置台数など、いろいろとありますし、議員が言われるとおり、全道的にもこの話題はすごく大きく、他の市町村におけるエアコンの購入・設置状況、また、メーカーの生産状況等もありますので、来年の夏には間に合わないと考えております。

なお、12月の補正予算の関連になりますが、ポータブルクーラーの財源としましては、国が進める新型コロナウイルス感染症における学校保健特別対策事業費として2分の1の補助を受けて購入します。また、今後、検討される各教室のための財源につきましては、現在、各機関・団体から国に要望等してございますので、今後、どのような補助等が整備されるのか、その様子を見ながら進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、学校全般といいますか、普通教室も含めてのエアコン対応については、もろもろの社会情勢などもあり、まだ詳しくは決まっていないというご答弁だったと思います。

保健室に関してですが、こちらが報道にもあったことと今回の補正で上がっているものだと思います。この保健室へのクーラーの導入について、熱中症症状を発症した児童生徒が救護をきちんと受けられる場として、避暑の場、つまりクーリングシェルターという概念になるかと思いますが、そういったものがやはり必要であるというご意見を各学校から多くお伺いしています。保健室が環境整備された場でなければならないという考えもお伺いしました。

それから、学校を視察した際、私も様々のご意見をお伺いしたのですが、保健室のスポットクーラーの設置についてです。

現場を見てみると、各学校によって保健室の広さにもばらつきがあります。また、窓のつくりも様々だったという印象がありました。

特に、広さに関してですが、一般教室ぐらいの大きさの保健室のほか、一般教室を保健室として活用している校舎も存在していますし、通常の保健室の広さといいますか、ベッド1台と養護教諭用のデスクが置けるぐらいの広さのところもありました。

恐らく、一口にエアコンと言っても様々な機器が存在するかと思うのですが、私が聴取した声といたしまして、スポットクーラーの設置で保健室をクーリングシェルターとできるとお考えになっている学校も存在する一方、ドレンの処理が発生しないのだろうか、つまり、排熱の処理がうまくいかないと、スポットクーラーでは効率的に温度を下げられないのではないかと、むしろ排熱によって温度が上がるのではないかとというようなお声もいた

だいております。

この点に関して再質問させていただきますが、各学校でつくりが違ってお部屋に同じ製品のクーラーを設置した際、効果的に涼しさを維持することが可能なのか、現時点での検証や原課としてどのようにお考えになったかについてご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、保健室の広さが各学校によって違うということについてです。

スポットクーラーのみで冷を採るほか、広さに合わせてサーキュレーターや扇風機を併用するか、それは現場の判断で臨機応変に対応してもらわなければならないと思っています。

そして、今回購入する予定の機種についてですが、言われたとおり、湿気も取ります。ドレンということで下のほうにたまるようになってはいますが、その水分を外に出すような工夫もできるのか、今後、購入した時点で納入業者と協議してまいりたいと考えます。

また、排熱についてですが、窓から熱を出す機種でありまして、議員が言われました各学校によって窓の大きさが違うということも考慮し、別売りの窓枠のものも予算に入れておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、保健室のスポットクーラーの概要というか、お考えについては承知いたしました。

関連しまして、スポットクーラーを設置する際の財源についてです。

先ほどご答弁にあったように、内訳として、2分の1は町財源で、残りの2分の1に学校保健特別対策事業費補助金を充てるということで把握しました。

そこで、補助金の概要を少し調べてみたのですが、まず、目的としては、先ほどご答弁にあったように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の各種対応について、その経費を補助するもので、その活用例として、大型の送風機やスポットクーラーの購入などに充てることのできるものとなっております。また、活用に関し、各事例を一読しましたが、その中では、大型の冷房設備、天井の埋め込み型などの冷房設備は対象外になるという記載を確認いたしました。

恐らく、財源から推察いたしますと、今回の補正で上げてくださったものについては、まず、学校としてやれるところから着手してくださると解釈いたしました。そして、報道にもあったのですが、今後、学校をはじめとして、公共施設についても冷房設備の設置を検討していく町の姿勢であると解釈いたしました。

それを踏まえ、3点ほど質問させていただきます。

まず、私が発言した補助金の認識で相違がないか、二つ目として、補助金は再度活用することが可能なのか、三つ目として、今後の学校公共施設の冷房対策について、先ほど通常のエアコンについては町内の業者の方とも協議を進めているというご答弁もありました

が、その点についてご質問をさせていただきます。

これらの質問の意図ですが、例えば、今回、保健室に設置するスポットクーラーで十分な冷却効果が得られた場合、大がかりな工事が不要な事業になり得るのではないかと考えたからです。また、順次、教室にも同様の設備を設置したいとなった場合、この補助金を再度活用することができるのかという意図も含んでおります。

今回、保健室の設置していただくのですが、根本としては、学校以外の施設も含め、子どもたち、利用者の方が、毎日、一日の大半を過ごす環境を順次整備することが大前提なのではないかと考えております。

今後の暑さ対策に関する環境整備として、学校以外の観点で、別の財源や大がかりな工事なども視野に入れていらっしゃるのか、先ほどご答弁にもありました国の考えは逐次変わるとは思いますけれども、現状で構いませんので、お考えをお示しいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、ご質問のありました学校保健対策の解釈についてですが、議員が言われるとおりでございます。

そして、今後のスポットクーラーの機能状況も含め、補助金の活用ができるのかについてです。

スポットクーラーの機能の状況は、来年、活用してみないと分からないということがありますので、まずはそれを見ていきたいと考えております。ただ、来年度、コロナ対策の補助金があるのかどうかははっきりしておりません。また、あった場合でも、その要綱の中で今までどおりスポットクーラーやポータブルクーラーが該当するのかを確認しなければならぬと思いますので、それも含め、関係部署と協議しながら取り進めてまいりたいと思っております。

また、エアコンのことに戻りますが、あくまで事務局としてこのように動いているということですが、後ほど恐らく質問があると思うのですが、町全体の公共施設のことでもありますので、それも見ながら、何が何でも学校がということではありませぬので、そこを調整しながら関係する部署と取り進めてまいりたいと考えておりまして、ご理解をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（石塚豊君） 学校以外の公共施設の対策についてお答えいたします。

学校以外の児童クラブ、保育所、診療所、高齢者施設等の対策に関し、その詳細については後ほど担当課長から説明させますけれども、全体を通した町の考え方について私よりご説明いたします。

議員のご指摘のとおり、今年の夏は町内でも観測史上最も暑い夏になりましたし、今後も地球温暖化の影響と思われる気温の上昇、猛暑が懸念されます。

各施設のうち、今回、エアコンなどの冷房装置がない施設については、それぞれの施設

におきまして、扇風機を配置したり、効果的な水分補給を行ったり、そういう対策で熱中症予防の対策を講じてきました。

町といたしましては、これまで、冷房対策についてはあまり重視してこなかったのが正直なところですが、これほど暑い日が続くということになりますと、その整備の必要性、あるいは、有効性について認識を持たなければならないと思っております、冷房施設の整備について、今後、関係する部署を集め、協議、検討してまいりたいと考えてございます。

それぞれの施設におきましては、例えば、設置場所や電源の問題等がございます。また、冷房の方法、財源の課題も非常に大きいところです。浜中町は、他の地域に比べますと、割と冷涼ということもございますので、過大な整備、投資とならないよう、様々な角度から検討協議し、整備について判断してまいりたいと考えております。

このことから、整備までの間、先ほどは今年の夏は無理だというお話がございましたけれども、施設利用者等の体調管理を最優先に、状況に応じた適切な熱中症予防対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 次の質問に移りたいと思います。

今ご回答をいただきましたハード面の整備とは別に、ソフト面の整備が必要となる可能性も考えられます。

現在、既に各自治体で協議が進められておりますが、夏季休業について、ソフト面の対策をどのように考え、周知していくかという点について、現時点で協議されている事案がありましたらご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誓君） まず、臨時休校についてですが、熱中症警戒アラートの発令、さらに、各学校において、暑さ指数計、また、熱中症指数計というものがあるのですが、その値と児童生徒の健康状態を見ながら、学校長が判断して臨時休校ができるというような通知も来てございますので、それに基づきまして、現状を見ながら、学校での臨時休校の措置を取らせていただきたいと思います。

また、ソフト面についてですが、来年の夏季休業に向けて、現在、小・中学校では夏季休業を2日延ばし、7月25日から8月20日までの27日間とすることを検討してございます。

周知については、各学校に学校だよりというものがあまして、それで保護者への周知をいたしますし、教育委員会としましては、毎回、長期休業に入る前日に防災無線により町内全戸に対して児童生徒の見守り等をお願いしておりますが、今までどおり防災無線を使って周知することを考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） ソフト面の変更に関しては学校現場以外も該当するかと思いますが、

変更や改正によって各方面での混乱が想定されます。それが仮に一時的だったり小さかったりしても、その変更によって町民が不便を感じることはならないと考えております。そういったことを最小限にとどめるためにも細やかな周知、通達に努めていただければと思います。

以上、学校施設を中心にご質問をさせていただきましたが、学校以外の公共施設の現状についてご答弁をお願いいたします。

これまでの質問と重複する部分のほか、私が把握していることもございますが、担当課としてお考えになっていることや町として把握していることに関してお考えをお示ください。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 学校以外の公共施設の健康福祉課関係の施設について説明させていただきます。

初めに、茶内放課後児童クラブです。

令和元年の猛暑を受け、児童クラブの部屋の窓が開けられない構造としております。空調は換気扇1か所と排気孔を開けての換気、扇風機での対応としておりましたが、対策が十分ではないと判断しまして、その年の8月に熱中症対策として冷風扇を設置し、室内の冷房を行いました。

しかし、室内全体の温度管理が不十分のため、熱中症等の健康被害を未然に防止することと保護者が安心して預けられる環境を整えるため、翌年の令和2年度にエアコンを設置しております。

そして、霧多布放課後児童クラブについては、例年なら、夏休み明けは涼しくなり、窓の開放と扇風機で十分対応できていましたけれども、今年は猛暑が続いたため、急遽、スポットクーラーを8月に発注し、9月設置とはなりましたけれども、対策を講じているところです。

次に、茶内歯科診療所については、待合室及び診療室に2台のエアコンを設置しております。

浜中歯科診療所については、扇風機と窓の開放などによる対応となっております。

また、榊町にあります地域活動支援センターについては、調理室と保冷室の共用でエアコンが1台設置されております。

そのほかの部屋の暑さ対策といたしましては、隣の子ども発達支援センターを含め、窓の開放、扇風機等の対応のほか、各施設の支援員が利用者の健康観察を小まめに行うなどの対応をしているところです。

そして、町の直接の管轄ではありませんけれども、町内にある社会福祉法人運営の老人施設の状況です。

特別養護老人ホームハイツ・野いちごには、現在、エアコンが設置されておられません。これまで、予算等の協議において、緊急性が他の改修と比べて優先度が低いということで

支援の要請はありませんでした。

しかし、今年の猛暑を受け、熱中症対策といたしまして、来年度予算の関係で協議しましたけれども、その際、エアコンの設置について、法人の中で中長期改修更新計画を策定し、7年度に要望をしていきたいということがありました。これについては、国の補助メニューの検討と法人独自で国等の補助の道を探すことに加え、自己負担分については町との協議となりますけれども、事前協議等をし、進捗状況を確認しながら、設置状況についての対応を見守りたいと思います。

また、浜中にあるグループホームなごみにつきましては、昨年、日中に利用者が集まる集会スペース用にエアコンを設置し、利用者の安全を図っていると聞いております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） それでは、各保育所の施設の状況について答弁申し上げます。

重複する部分はあるのですが、まず、霧多布保育所についてです。

こちらは、令和2年度に体温調節の難しい0歳児、1歳児のほふく室にエアコンの設置を行っております。また、今年度、食品衛生上の観点から、調理室にエアコンを設置しております。

そのほかの保育室、お昼寝をするプレイルーム、職員室、事務室等にはエアコンはついておらず、今は窓を開けての換気と扇風機の使用、また、子どもたちは水遊びなどをして涼んだりするほか、お昼寝のときは冷風扇を使うなど、暑さ対策はしておりますが、やはり、ここ数年の気温の高さは気になるところでして、各保育室やプレイルームにもスポットクーラーやポータブルエアコンの設置必要性について内部協議を進めているところです。

次に、茶内保育所の状況ですけれども、令和元年度の建設時から地中熱とヒートポンプで空調が管理されておまして、窓を開けての換気もしながら、全ての保育室で快適な温度管理がされております。

次に、僻地保育所の状況です。

散布保育所、浜中保育所、姉別保育所は、それぞれプレイルームにのみエアコンが設置されております。保育室にはエアコンは設置されていないのですが、保育室が暑くてどうしようもないときにはプレイルームに避難して保育をすることもあります。お昼寝時はエアコンが設置されているプレイルームで寝ますので、快適に寝られているようです。

ただ、僻地保育所の保育室は、どこも日当たりがよくて、保育士からは、安全な保育のためにエアコンの設置が望まれております。今のところ、僻地保育所では、先ほど申し上げましたとおり、プレイルームに避難して涼むことができるのですが、今後は、保育室への設置について、ほかの部署も含めて内部協議を進めていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 診療所の実情を申し上げますと、エアコン、ポータブルエアコンなどは設置されておられません。

今夏を振り返りますと、診療所内の午前は比較的涼しく、窓を開放すると風通りもよい

のですが、日によってはお昼頃に室温が上昇し始めるので、今夏は1階の外来待合室と診察室、2階の病室に扇風機を置いて対応いたしました。

診療所内では、医師、看護師と、冷房設備の強化ということで、エアコンの設置について検討しているのですが、冬期間の診療所の暖房設備は床暖房と蓄熱暖房機でありまして、室温がなかなか上がらないといった課題もございますので、寒冷地用の冷暖房エアコンの導入について今後協議したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 行政の仕組み上、複雑になってしまう点、あるいは、活用できる財源にも制限があるなどといった課題があることは承知しておりますが、町内の暑さ対策について、今こうして課題が上がっている以上、対策できなかったという結果が生み出されることのないよう、関連課との連携を改めて強化しながら進めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

今回、学校施設に関して視察を行った結果、暑さ以外の観点においても安全対策が十分ではない箇所が見受けられました。

各学校施設の危険箇所や現状を把握しているか、学校、保護者から修繕要望は上がっていないかという点についてご質問いたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、学校施設の現状把握についてお答えいたします。

毎年、新年度の予算作成に当たりまして、各学校より学校施設及び教職員住宅の修繕要望を取りまとめてございます。それ以外にも、例年5月に教育長、管理課長による学校訪問、10月に教育委員による学校訪問を行い、管理職から施設の修繕要望を受けておりますし、6月、7月には教育長等により全ての一般教諭と面談をしております、その場で先生方の学校環境や住宅環境の要望を聞き取っております。

このように広く要望を確認しているという状況ですし、その要望を受けて、実際に私等の職員が現場に行きまして、どのような要望で、どの程度のものなのかも確認してございます。

また、それ以外の突発的な故障や破損につきましては、その都度、学校から連絡が来ますので、担当が現場を確認し、できるものについては自分たちでお願いしたり、業者をお願いしたり、臨機応変に対応している状況です。

また、保護者や学校からの修繕要望もあります。これも繰り返しとなりますけれども、学校からの修繕等の要望に対し、学校の管理職のみが修繕等の箇所を押さえるのではなく、要望をまとめる上で教職員から聞き取りをしたり、中にはPTAの役員と協議したりして学校施設の環境について話されているのではないかと考えてございます。

ただ、全ての学校において教員と保護者の要望が反映されているとは言えません。そのため、今後、そういった機会がありましたら、改めてPTA会議などで話題とするように周知していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 現状に関して、定期的な現場確認を行ってくださったり、面談などからも聴取していただいたり、また、地域やPTAの声ということもありましたが、今回私が視察に行った中で2点ほど気になった部分がありました。

まず、1点目は、浜中中学校の体育館の外壁のタイルの落下についてです。

外壁タイルの重さは推測できませんが、30センチほどのかなり長いタイルで、直角部分に埋め込んでいるものですが、それが3枚ほど落下していて、ポールとひもで生徒が入らないようにバリケードをしている状態でした。

また、茶内小学校の旧校門の傾きです。私も数年前から傾いていることを認識しております。もちろん、点検などから、現状としてすぐに対応しなければいけない案件ではないのかもしれないのですが、大きな石の門が傾いている、落下物があるといったことに対して不安を抱く地域住民の方、保護者の方は存在するのではないかと考えますし、命に関わる重大な事故が起きる前に対策すべきなのではないかと思えます。

学校の修繕に関しては9月の定例会でも述べさせていただきましたが、校舎の建て替えという大きな問題が関連してくることも承知しております。ただ、危険箇所の現状を目にしたとき、施設をどのように長くもたせるか、どう少ない財源で補修していくかという点ももちろん考慮しなければいけない大きな問題ではありますが、今いる児童生徒の安全を最優先とし、独立した視点での安全管理を意識して対策していただけないかと考えております。

安全対策という点、また、学校の配置、老朽化の整備という点に関しては総合計画にも記載されておりますが、安全対策に関する明記はありませんでした。ただ、ないからといって行政として考えていないということではないと思っています。最も前提となる基本的な概念なので、こういった計画には言葉としてはないにせよ、環境整備について、独立した視点から、安全対策としての学校修繕について目を向けていただきたいと考えております。

その点も含め、今回、役場庁舎のほか、先ほど答弁にありました茶内の保育所なども新設されて、今年からは文化センターの改修工事も進んでおります。職員の皆さんの労働環境が改善されるということ、また、利用する園児、町民がより快適な環境で過ごせるということは本当によいことだと思っているのですが、私も含め、大人たちがいい環境で労働できている反面、古い校舎や園舎で過ごさなければいけない、特に霧多布のほうに関しては、いつの状況も課題を抱え、対策しなければならないという状況にあると考えています。

そのことも踏まえ、最後にご質問させていただきます。

安全対策として、まず、学校の修繕をどのように進めていくのか、そして、町内の公共施設において老朽化が目立ち、安全対策が万全とは言えない施設が多く存在する中、住民の意見や視点をどのように反映していくのか、その2点についてお伺いし、質問を終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、学校の安全対策に関し、気になった2点を挙げていただきました。

それにつきましてはこちらでも押さえております。今は手がつけれられないような予算規模ですけれども、見積りはいただいております。そして、浜中の体育館につきましては、新年度の予算要求をさせていただいておりますので、それまでは、周りにポールとひもで囲み、近寄らないように配慮していただきたいというお願いをさせていただいております。

また、茶内小学校の旧校門の傾きについてですが、私も現場を見てきてございます。

議員が言われるとおり、今すぐにといい話ではないので、後のほうにさせていただいておりますが、現校舎が平成2年度に建設されて以降、残っているもので、当時のPTAなど、学校関係者が学校の歴史として残してほしいということで置いているという可能性もございますので、それを確認するとともに、ご指摘がありました箇所を業者と一緒に確認し、危険なのであれば撤去したいと考えてございます。

次に、全体としての学校の安全対策と申しますか、ハード面については、基本的に、法令違反となっていないか、なっているのであれば改修しますし、また、保守点検業者によって指摘されているところを第一に直していきたいと考えております。そして、今言われたとおり、児童生徒に危害が及ぶようなものは修繕等で対応していきたいと考えております。

なお、例えば、クロスが汚くなっている、じゅうたんがほつれているといったものは、直接学校の授業に関係ないというわけではありませんけれども、そういうものは後に回させていただきます、先ほどお話しした2点についてはできるだけ早期に対応するように考えてございます。

また、ハード面のほかに、学校は教育現場ですので、ソフト面から、子どもたちに自分自身を守る教育と申しますか、危険なところに立ち寄らない、ふだんの生活でもけがをしないようにといった注意や教育を行い、自分たちでそういう力を身につけていくということも一つの大切なことでもありますし、児童会活動などの中でも、危険なところに行かないようにということで、看板を立てたるといようなことも取組として行えば、意識の向上が図られて、危険を避ける子どもたちに育っていくということも考えられますので、今後、ハードとソフトを併せ、子どもたちの安全対策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今、管理課長が答弁されましたけれども、教育委員会といたしましては、学校、あるいは、社会教育施設については、議員がおっしゃられるように、児童生徒、教育施設を利用する町民の方々の安全対策と申しますか、安全に安心して施設や学校に通えるようにすることが何よりも最優先することだという考えでいます。

また、当然ながら、施設や学校を管理する管理職、あるいは、施設を管理する方々からスムーズに状況を把握しながら、今後も安全対策に努めていく所存でございます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 公共施設の関係について私からお答え申し上げます。

公共施設は様々な種類があるわけですが、本町で築30年以上が経過した施設は全体の3分の2で、約230以上の施設が残っている状況でございます。このことから、施設の改修や修繕・解体時期が集中することが大きな行政課題になるものと認識しております。

そこで、公共施設の新規建設の際は、当然、長期にわたっての利用人数などの予測、そのほか、財源対策としてのランニングコストなどを十分に協議し、進めていく必要があります。その上で、新規建設事業を実施する際には、その公共施設の種類にもよりますが、利用者や町民の皆さんのご意見をお伺いしながら進めていく必要があると考えているところでございます。

また、既存施設の改修、修繕につきましても、例えば、公共施設等総合管理計画や各個別施設長寿命化計画などに基づき、施設の老朽状況を踏まえ、随時協議し、財源対策の観点から改修や修繕時期が集中しないよう進めていく必要があると考えております。

現在進めております総合文化センター長寿命化改修工事のように、不特定多数の方々を利用する施設の改修などに関しましては、町民の皆さんにお知らせをする中でその施設の機能を向上させる改修が必要と考えられる場合につきましては、利用者、それから、町民の皆さんからご意見やご提言をいただくことを念頭に今後も進めさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 以上で國井葵議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

日程第14 議案第99号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（落合俊雄君） 日程第14、議案第99号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第99号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、子育て世代の負担軽減、次世代育成等の観点から、出産する予定または出産した被保険者に対する国民健康保険税の減額に係る規定を設けるもので、あわせて所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、新たに、第23条第3項として、国民健康保険税の納税義務者の世帯において、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び

均等割額について、国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分に関し、単胎妊娠の場合は4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分を減額する規定を追加するものであります。

また、低所得者軽減該当の出産被保険者の被保険者均等割額の減額については、7割、5割及び2割の軽減適用後の産前産後期間相当分の国民健康保険税をそれぞれ減額する額を規定しております。

次に、第24条の3として、出産被保険者に係る届出について、国民健康保険税の納税義務者が行う届出及び届出内容を確認できる書類などの届出に関する事項を規定しております。

この条例の施行期日は令和6年1月1日からとしており、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものになります。

なお、このたびの条例改正につきましては、去る11月21日に令和5年第3回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第99号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 1点だけです。

内容については理解しているのですが、この届出は出産予定日の6か月前から行うことができるとなっています。

妊娠された場合、母子手帳等が交付されるかと思えます。ただ、この制度はあくまで届出をしてということなので、周知徹底が必要かと思うのですが、周知をする時期と方法はどのように考えておられるのか、説明をいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 保健課長。

○保健課長（渡部直人君） 今回の保険税条例の改正に関わる周知の方法についてです。

今回は1月の広報で周知することを考えております。また、既に妊娠届出等を受けている方については、出産したときにも申請できます。

これは1月1日からの施行ですので、現実的には、生まれる月の前の月から生まれた月の翌々月の4か月ですので、実質、11月出生の方から減額の対象になります。今後、妊娠届出があった際にそのお話をしてもらい、申請手続をしてもらうということになると思います。

なお、令和5年度の対象者は5名いることになっておりますので、この方々に周知いたします。また、今月が予定日の方がいらっしゃるにしまして、生まれてから、手続の際に個別に周知を図りたいと思っております。

申請手続は、母子手帳の写しがあれば確認できます。

減額については、1月分、2月分、3月分の異動の届出を出してもらった翌月に減額の

通知を出すこととなりますが、保健師とも連携しながら周知を徹底してまいりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。
これから議案第99号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第99号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。
この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第100号 浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第16 議案第101号 浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（落合俊雄君） 日程第15、議案第100号及び日程第16、議案第101号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第100号浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第101号浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてはいずれも関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、浜中町の将来の水道を見据え、持続可能な水道事業及び農業用水道事業を推進するため、水道メーター使用料及び水道使用料を改正し、安心、安全な水道水の供給、両事業の健全経営を図ることを目的として、本条例の一部を改正するものであります。

改正に当たり、令和4年度水道事業経営審議会を発足、水道事業、農業用水道事業ともに経営審議をし、本年2月に提出された答申書を基に水道料金改定案を作成いたしました。

水道事業については本年5月末から7月上旬にかけて、農業用水道事業については本年9月末から10月末にかけて、各地域の需要者を対象に、料金改定案の住民説明会を実施してまいりました。

説明会では、水道施設、管路の更新計画、料金改定の概要説明、料金改定後の財政収支予測などを説明させていただき、事業者へ詳細内容の周知、ご理解を得た上でこのたびの条例改正案として提案させていただくものであります。

議案第100号浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、これまで、設置者の負担で設置、更新しておりました農業用水道メーター器を当事業が設置、更新し、貸与するものとし、新たにメーター使用料を賦課するもの、水道料金につきましては、メーター使用料を平均3%程度の値上げ、基本料金及び超過料金は平均7%程度の値上げとしております。

議案第101号浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、これまで、設置者の負担で設置、更新しておりました家事用、一般用、農業用の全てのメーター器を浜中町が設置、更新し、貸与するものとし、水道事業と同様の使用料として新たにメーター使用料を賦課するもの、また、農業用需要者につきましては、住居用として新たに家事用メーター器を設置するもの、水道料金につきましては、基本料金及び超過料金は、公平性を保つため、水道事業区域と料金を統一し、メーター使用料、水道料金を合わせ、平均16%程度の値上げとしております。

以上、提案の理由をご説明しました。詳細につきましては上下水道課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） それでは、議案第100号浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第101号浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、一括して補足をご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

初めに、議案第100号浜中町水道事業給水条例の一部を改正する条例の補足をご説明申し上げます。

第17条第1項では、現行、農業用水道メーター器は使用者の費用負担により設置、更新するものとしておりましたが、但し書きを削り、町から貸付けすると改めるものです。

同条第3項では、文言整理とメーター使用料の改正で、同項の表を13ミリ以下を374円、20ミリ以下を407円、25ミリ以下を429円、40ミリ以下を781円、50ミリ以下を1408円、75ミリ以下を2266円、100ミリ以下を2794円、150ミリ以下を1万1693円にそれぞれ改めようとするもので、改正メーター使用料につきましては現況のメーター器購入費用及び工事費用に基づいた算定額となっております。

第23条は、水道料金の改正で、同条表の文言整理と、基本料金の家事用を2354円、一般用を3060円、特殊営業用を6120円、農業用を2217円、浴場用を1万8832円、臨時用、船舶用を376円、共用栓を2354円に改め、超過料金は、1立方メートルにつき、家事用を235円、一般用を282円、特殊営業用を282円、農業用を110円、浴場用を188円、共用栓を235円にそれぞれ改めようとするものでございます。

第30条第1項は、料金徴収に関する内容で、文言整理と文言の追加、削除をし、改めようとするもの、同条第2項は、料金納入期限を月の末日までとし、新たに加えようとするものです。

なお、附則では、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、経過措置の内容としまして、令和6年3月検針分の使用量は4月30日までに確定されるものであり、3月分使用料として4月に請求する料金は改正前の料金となる経過措置内容でございます。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

次に、議案第101号浜中町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の補足をご説明申し上げます。

改正内容としまして、第24条を第25条とし、第17条までを1条ずつ繰り下げ、第16条の表を第17条とし、基本料金の農業用を2217円、一般用を3060円、家事用を2354円に、1立方メートルの超過料金は、農業用を110円、一般用を282円、家事用を235円にそれぞれ改めようとするもので、水道事業と同等の料金となっております。

次に、第15条を第16条とし、第10条までを1条ずつ繰り下げ、第10条を加えるもので、第10条の内容としまして、第1項から第3項は、水道メーター器の貸付保管で、新たに加えるものとし、第1項は、水道メーター器は町から貸付けをするとし、内容は、現行、農業用水道区域の全ての用途の水道メーター器は使用者の費用負担により設置、更新するものとしておりましたが、改正により、町から貸付けをするもので、農業用水道メーター器のほかに住宅用として新たに家事用水道メーター器を設置するものとしております。

また、農業用水道メーター器の更新工事、家事用水道メーター器の新規設置工事を町が全て施工することとしております。

同条第2項は、水道メーター器の保管、弁償に関する内容、同条第3項は、メーター使用料は給水料金と同時に徴収するものとし、同条第3項の表は、メーター使用料で、13ミリ以下を374円、20ミリ以下を407円、25ミリ以下を429円、40ミリ以下を781円、50ミリ以下を1408円、75ミリ以下を2266円、100ミリ以下を2794円、150ミリ以下を1万1693円とし、それぞれ新たに加えるもので、水道事業と同等の料金となっております。

メーター使用料につきましては、浜中町建設工事執行規則に基づき、施工する全ての水

道メーター器の設置・更新工事が完成し、検査に合格した後に料金を付加するものいたします。また、水道メーター器の有効検定期間が8年間であることを踏まえ、改定以前に使用者負担により設置、更新され、有効検定期間が残っている水道メーター器につきましては町が更新するまでメーター使用料は発生いたしません。

なお、附則では、この条例は令和6年4月1日から施行するものとし、経過措置の内容としましては水道事業と同様の内容となっております。

詳細は、議案関係資料4ページから8ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第100号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、料金改定についてはやむを得ない状況だなと理解しております。

ただ、気になる点があります。

周知は図っているのですけれども、例えば、説明会に参加した人数が各地区で数名であることが気になります。また、新年度から料金改定がされるということですのでけれども、私の家内も含め、水道料金が上がるのだよねという声を聞くことがありません。果たして皆さんは承知しているのかどうかということも疑問でして、新年度1日からということですが、何かの機会に、再度、周知を図っておく必要があるのではないのかなと思っております。

そして、今回、料金改定されたことによって、供給単価と給水原価のアンバランスについて、要は、原課が1トン売るたびにマイナスが生じるということですが、それがどの程度改善されるのかです。

順次、耐震管に更新していく事業が今後計画されると思うのですけれども、管の更新がされることによって現在の80%という有収率から改善が見込めるかなと思うのです。例えば、向こう何年かけて更新するというような見通しはあるのでしょうか。

あわせて、現在、一般会計から繰入れをしている状況についてです。今回の改正によって削減できるということも考えられるのですけれども、管の更新が終わるまでは削減という方向性ではなく、管の更新を優先していくべきではないのかなという思いもございますので、その考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、周知についてです。

料金改定の説明会は、水道事業区域に関しては6月と7月、農業水道区域に関しては9月と10月に行いましたけれども、参加人数で申しますと、水道事業区域では72名、農業水道区域では19名ということで、確かに人数は少なく、周知が不足していた可能性もあるかなと思えます。

ただ、今年5月に料金改定の案について広報紙に掲載させていただきました。また、住民説明会の呼びかけについては自治会配付もさせていただきましたし、防災行政無線で前日と当日に参加を呼びかけております。

そういった中でも少なかったということであれば、今後の話になりますけれども、条例改正が可決されましたら、その内容を再度周知するべく、広報紙に載せようと考えております。本来であれば全町民に理解していただければありがたいのですけれども、そうしたことで多くの方に理解していただくように周知しようと考えております。

次に、給水原価と供給単価の関係についてです。

先に水道事業について申しますと、令和6年度の収支は、現在、予算を組んでいるところでございますけれども、給水収益として1300万円程度の増を見込んでおります。それに対し、経費は昨年より落ちますが、その計算でいくと、給水単価は上がります。それに対し、費用は落ちますので、給水原価も落ちます。ただ、実際の決算になってみないと、こういった数字になるかははっきりと申し上げられませんが、供給のバランスについては改善される見込みです。

次に、有収率の関係についてです。

管路の更新計画でもって管路を更新していった場合に有収率が改善されるのではないかと考えておりますけれども、現在も有収率を改善するための漏水撲滅を進めております。ただ、管路を更新する箇所が漏水している状況はありませんので、管路の更新によって有収率が上がるということは想定しておりません。

漏水する箇所とすれば、やはり、メインの管路ではなく、枝管になるのですが、そういったところは通常の運営の中で修繕し、有収率を上げていきたいと考えているところでございます。

次に、繰入金の関係についてです。

収支の見通しとして令和19年までのシミュレーションをしております。その中で、給水人口の減少、収益減少が見えておりましたので、そこで、今回、料金改定をさせていただき、給水収益を上げるといったことです。さらに、それに反して、更新事業で企業債償還の費用は当然かかってきまして、その収支のバランスですが、令和19年までの見通しとして、5000万円から6000万円となっておりますので、企業債償還を平準化させるため、令和19年までの長い更新計画となっております。

本来であればもう少し期間を短くして更新すべきですけれども、収支バランスを考え、20年ぐらいの中長期の計画で更新事業をせざるを得ないということです。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これから議案第101号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第100号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第101号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

これから議案第101号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第102号 工事請負契約の変更について

○議長(落合俊雄君) 日程第17、議案第102号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第102号工事請負契約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、6月7日開催の令和5年第2回浜中町議会定例会議案第72号をもって工事請負契約の議決をいただき、現在施工中であります第3号配水池耐水補強工事について、設計変更が生じたことから、契約金額5億1513万円を5億2466万7000円に変更契約しようとするものであります。

主な設計変更の内容につきましては、仮設配管に必要な配管類の増減、水槽の連絡用配管部材の追加、また、社会情勢による水槽構造物の補強に必要な鉄筋類、配管部材等の納入の遅延により、水槽内の防水塗装が12月以降の施工となることから、水槽内の防寒養生が必要となり、その経費を追加計上する内容となっております。

なお、令和5年度、6年度の継続事業で、令和7年2月20日としている工期に変更はありません。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第102号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第102号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第103号 令和5年度浜中町一般会計補正予算（第6号）

○議長（落合俊雄君） 日程第18、議案第103号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第103号令和5年度浜中町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で、事業費の確定による減額や特定防衛施設周辺整備調整交付金の確定による事業費の追加など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は4456万円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国・道支出金などを充てたほか、不足する財源につきましては、基金繰入金1692万9000円を充てさせていただいております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は97億74万8000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるもので

あります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 議案第103号令和5年度浜中町一般会計補正予算（第6号）について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4456万円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億74万8000円とする、第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条地方債の補正では、地方債の変更は第2表地方債補正によるとしております。

12ページから14ページまでの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

15ページ、第2表地方債補正は1変更で、起債の目的は衛生センター改修事業で、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものであります。

16ページと17ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、22ページの歳出から説明いたします。

22ページ、歳出、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費40万円の追加は、その他一般行政に要する経費、9節交際費、町長交際費で不足見込み、3目財産管理費5041万1000円の追加、公の集会施設等管理に要する経費68万5000円の減及びその他町有財産管理に要する経費141万4000円の減は、全て事業完了に伴う執行残、基金積立金、24節積立金、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金5251万円の追加は、新たに基金事業として一般廃棄物処理事業へ充当する分を積み立てするもの、4目振興費53万6000円の追加、地域振興に要する経費30万円の減は、18節負担金、補助及び交付金、自治会連合会補助で補助不要の申出によるもの、地域公共交通に要する経費83万6000円の追加、10節需用費消耗品費7万7000円の追加は、町営バス予備車両のスタッドレスタイヤ購入、18節負担金、補助及び交付金、地方バス路線維持対策補助75万9000円の追加は、釧路根室都市間バスの実績確定に伴うもの、8目ふれあい交流・保養センター費45万円の追加は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費、25ページ、18節負担金、補助及び交付金、ふれあい交流・保養センター無料優待券負担金で不足見込み、3項1目戸籍住民基本台帳費77万円の追加、戸籍住民登録事務に要する経費、11節役務費、手数料8万8000円の増は、町長就任に伴う戸籍総合システム認印登録に伴うもの、旅券発行事務に要する経費68万2000円の追加は、17節備品購入費、事務用機器購入でパスポート更新に関わる旅券電子申請導入に向けた機器一式によるものとなります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費157万4000円の追加、基金積立金

45万円の追加は、24節積立金、福祉振興基金積立金で、明治安田生命保険相互会社からの寄附分、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金に要する経費については全て事業確定に伴うもので、18節負担金、補助及び交付金、27ページ、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金117万円の追加は対象世帯の増に伴うもの、2目障がい者福祉費435万9000円の追加、障がい者福祉給付に要する経費437万2000円の追加は、19節扶助費、自立支援医療給付費で実績見込み増によるもの、地域生活支援事業に要する経費1万3000円の減は、14節工事請負費、施設補修工事で、W i - F i 構築工事等の完了に伴う執行残、2項児童福祉費1目児童福祉総務費142万1000円の追加、放課後児童クラブに要する経費13万8000円の追加、10節需用費、燃料費6万8000円の追加は、移送サービス利用者の増に伴う不足見込み、17節備品購入費、施設用備品購入7万円の増は、霧多布放課後児童クラブに設置の置き型冷房除湿機、子育て支援センターに要する経費、17節備品購入費、施設用備品購入17万円の増は、寄附金を活用し、乳児用備品を購入するもの、常設保育所に要する経費77万4000円の減、1節報酬、会計年度任用職員報酬117万1000円の減から8節旅費、費用弁償3万3000円の減までは、会計年度任用職員1名が常設保育所から僻地保育所へ移動したことによるもの、10節需用費、消耗品費30万6000円の追加は、寄附金を活用し、おもちゃを購入、修繕料28万円の追加は、霧多布保育所電気暖房機修理、29ページ、17節備品購入費、施設用備品購入2万7000円の追加は、寄附金を活用し、加湿器1台を購入するもの、へき地保育所に要する経費233万3000円の追加、1節報酬、会計年度任用職員報酬224万8000円の追加及び3節職員手当等会計年度任用職員期末手当18万3000円の追加は、いずれも常設保育所からの会計年度任用職員1名の異動による増と週当たりの勤務日数増に伴う不足分、8節旅費、費用弁償3万4000円の追加は、常設保育所からの会計年度任用職員1名の移動によるもの、14節工事請負費、遊具設置等工事13万2000円の減は、散布保育所遊具設置工事の完了に伴う執行残、その他児童福祉に要する経費、14節工事請負費、遊具設置等工事44万6000円の減は、霧多布児童遊園地及び暮帰別塩見団地の遊具設置工事の完了に伴う執行残、2目児童手当費9万1000円の追加は、児童手当に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金で、令和4年度児童手当交付金特例給付分の再確定に伴うものとなります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費414万9000円の追加は、水道事業会計繰出金で財源調整によるもの、3目予防費38万5000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、道自治体情報システム協議会負担金で、健康カルテシステムの改修に伴うもの、30ページ、4目環境衛生費20万1000円の追加は、その他環境衛生に要する経費、10節需用費、消耗品費でハッチノック追加購入に伴う不足見込み、6目地域水道費70万円の追加は、かんがい排水事業用水施設管理に要する経費、10節需用費、修繕料で2号配水池への送水ポンプ設備の修理、2項清掃費2目じん芥処理費80万5000円の追加は、塵芥処理に要する経費、

10節需用費、修繕料で収集車のインジェクター故障修理、3目し尿処理費615万9000円の減、し尿処理に要する経費20万1000円の追加は、10節需用費消耗品費でバキュームホースを更新するもの、衛生センター管理に要する経費636万円の減は、14節工事請負費、衛生センター改修工事の完了に伴う執行残となります。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費1万4000円の追加は、農業者年金事務に要する経費、8節旅費、普通旅費で不足見込み、3目農業振興費1731万円の減は、中山間地域等直接支払事業に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金で交付対象面積の確定に伴うもの、4目畜産業費10万4000円の追加は、家畜防疫対策に要する経費、33ページ、10節需用費、燃料費で不足見込み、2項林業費1目林業総務費279万4000円の追加は、林道に要する経費、12節委託料、林業専用道測量設計委託料35万3000円の減は、委託完了に伴う執行残、14節工事請負費、林業専用道開設工事314万7000円の追加は、軟弱路盤の敷厚規格の変更によるもの、2目林業振興費4万2000円の追加、林業振興に要する経費6000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金、豊かな森づくり推進事業補助で補助額確定によるもの、有害鳥獣被害対策に要する経費3万6000円の追加は、8節旅費、費用弁償でヒグマ出沒による出役回数増に伴う不足見込みとなります。

6款1項商工費3目観光費27万7000円の追加、観光振興に要する経費11万2000円の追加、10節需用費、印刷製本費11万1000円の追加は、観光リーフレット増刷に伴う不足見込み、12節委託料、高齢者事業団作業等委託料1000円の追加は、作業員の単価変更に伴う不足分、観光施設に要する経費16万5000円の追加は、10節需用費、修繕料で、霧多布岬キャンプ場の水抜き栓取替え、4目中山間活性化施設費27万5000円の追加は、中山間活性化施設管理に要する経費、35ページ、10節需用費、修繕料で、草刈り機修理などに伴う不足分となります。

7款土木費5項住宅費1目住宅管理費4万8000円の追加は、町営住宅管理に要する経費、11節役務費、損害保険料で町営住宅火災共済掛け金増によるもの、6項1目下水道費51万3000円の追加は、下水道事業会計繰出金で財源調整によるものとなります。

8款1項1目消防費496万6000円の減は、釧路東部消防組合に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、釧路東部消防組合本部負担金59万3000円の減及び釧路東部消防組合浜中消防署負担金437万3000円の減で、いずれも負担額の確定によるもの、2目災害対策費111万1000円の追加は、災害対策に要する経費、8節旅費、普通旅費15万8000円の追加は、ヒアリング及び研修会出席に伴う不足見込み、10節需用費、消耗品費75万2000円の追加は、総合防災訓練材料費や津波救命艇備蓄品購入に伴う不足見込み、13節使用料及び賃借料、電波使用料1000円の追加は、津波救命艇の遭難自動通報局の追加に伴う不足見込み、17節備品購入費、37ページ、防災用備品購入20万円の追加は、津波救命艇の地震解錠ボックス設置に伴う不足見込みとなります。

9款教育費1項教育総務費3目教育振興費は財源の組替え、2項小学校費、1目学校管理費37万5000円の追加は、小学校管理に要する経費、1節報酬、会計年度任用職員報酬7万8000円の減は中学校費への組替え、8節旅費、費用弁償5万1000円の追加は、学校事務生1名の不足分、17節備品購入費、校用備品購入40万2000円の追加は、保健室でのポータブルクーラー設置に伴うもので、計4台分、2目教育振興費50万円の追加は、教育振興に要する経費、17節備品購入費、図書購入で、寄附金を活用し、散布小中学校の図書を購入、3項中学校費1目学校管理費53万円の追加は、中学校管理に要する経費、1節報酬、会計年度任用職員報酬7万8000円の追加は、小学校費からの組替え、8節旅費、費用弁償17万1000円の追加は、事務職員2名分で不足見込み、17節備品購入費、校用備品購入28万1000円の追加は、保健室へのポータブルクーラー設置に伴うもので、計3台分、4項高等学校費1目高等学校総務費42万5000円の減は、高校管理に要する経費、14節工事請負費、39ページ、校舎等補修工事53万円の減は、無圧ヒーター更新工事完了に伴う執行残、17節備品購入費、校用備品購入10万5000円の追加は、保健室へのポータブルクーラー1台の設置によるもの、5項社会教育費1目社会教育総務費2万7000円の追加は、社会教育事業に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、町文化振興補助で不足見込み、6項保健体育費1目保健体育総務費17万9000円の追加は、スポーツ振興に要する経費、13節使用料及び賃借料、事務用機器借上料で不足見込み、2目社会体育施設費28万9000円の追加、大規模運動公園管理に要する経費28万5000円の追加、4節共済費、会計年度任用職員厚生年金保険料ほか3万2000円の追加は、会計年度任用職員の雇用延長に伴う不足見込み、10節需用費、食糧費3万2000円の増は、総合体育館2階のウォーターサーバー水の購入、修繕料42万9000円の追加は、総合体育館の給湯循環ポンプ修理に伴う不足分、17節備品購入費、施設用備品購入20万8000円の減は、総合体育館水飲み器分の製造中止に伴うもの、農業者トレーニングセンター管理に要する経費4000円の追加は、12節委託料、施設管理清掃委託料で不足見込み、3目給食センター費9万円の追加は、給食センターに要する経費、10節需用費、修繕料で給食配送トラック修理に伴う不足見込みとなります。

42ページから44ページの給与費明細書につきましては説明を省略し、次に歳入の説明をいたします。

18ページをお開きください。

歳入10款1項1目1節地方特例交付金20万7000円の追加は、交付額の確定によるものとなります。

14款使用料及び手数料1項使用料5目商工使用料21万1000円の追加は、1節観光使用料、バンガロー使用料21万6000円の追加及び休憩舎使用料5000円の減は、今年度の実績額確定によるものとなります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金227万7000円の追加、2

節障がい者福祉負担金 218万6000円の追加は、障がい者自立支援給付費等負担金で、自立支援医療給付費の増によるもの、5節児童手当負担金 9万1000円の追加は、児童手当負担金前年度精算交付金で、令和4年度分について、実績に基づく追加交付によるもの、2項国庫補助金 3目衛生費国庫補助金 38万5000円の追加は、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助で、健康カルテシステム改修分に充当するもの、6目教育費国庫補助金 39万2000円の追加、1節小学校費補助金 20万円の追加及び2節中学校費補助金 14万円の増及び3節高等学校費補助金 5万2000円の追加は、いずれも学校保健特別対策事業費補助で、それぞれ小中高等学校の保健室へのポータブルクーラー購入に対するもので、事業費の2分の1を計上、7目防衛交付金 4099万円の追加は、1節特定防衛施設周辺整備調整交付金で、交付額の確定によるもの、8目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4万6000円の減は、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金事業費の確定によるものとなります。

16款道支出金 1項道負担金 1目民生費道負担金 109万3000円の追加は、3節障がい者福祉費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金で、自立支援医療給付費の増によるもの、2目農林水産業費道負担金 1298万2000円の減は、1節農業費負担金、中山間地域等直接支払交付金で、事業費の確定によるもの、2項道補助金 1目総務費道補助金 34万1000円の追加は、2節総務費補助金、地域づくり総合交付金 34万1000円の増で、旅券電子申請機器導入分事業費 68万2000円の2分の1を計上、4目農林水産業費道補助金 3000円の追加は、2節林業費補助金、豊かな森づくり推進事業補助で、事業費の確定によるものとなります。

18款寄附金、20ページ、1項寄附金 2目民生費寄附金 93万9000円の追加、1節社会福祉費寄附金 44万9000円の追加は、団体寄附 1件、2節児童福祉費寄附金 49万円の追加は、個人寄附 1件、団体寄附 1件、4目1節教育費寄附金 49万円の追加は、団体寄附 1件によるものとなります。

19款繰入金 1項基金繰入金 1目1節財政調整基金繰入金 1777万8000円の追加から8節ふるさと納税基金繰入金 153万4000円の減までは、このたびの補正に伴う財源調整となります。

21款諸収入 6項 4目 1節雑入 173万1000円の追加は、公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金 173万1000円の増で、宝くじ交付金の交付によるものとなります。

22款 1項町債 2目衛生債 840万円の減は、1節保健衛生債、衛生センター改修事業債（公適債）で、事業費確定に伴うものであります。

以上、議案第103号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから、議案第103号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） それでは、質問いたします。

説明を聞き漏らしたので、教えていただきたいのですけれども、23ページの地域振興に要する経費のうち、自治会連合会補助についてです。

今回、当初予算300万円を全部落とすということですが、自治会活動の運営費的なものを今までは補助していたと思うのですよ。これがゼロということはどういうことなのか、改めて教えてください。

次に、25ページの旅券発行に要する経費のうち、事務機器の購入についてです。

68万2000円という大きな金額でありまして、説明によりますと、パスポートの更新の電子申請に係る機器の整備ということですが、具体的にどのようなものなのか、この説明だけでは理解できませんでした。例えば、パスポートを出すときに顔の認証をするものが入っているのかどうか、教えていただきたいと思います。

次に、31ページの地域水道費のかんがい排水管管理に要する経費のうち、修繕料70万円についてです。

ちょっと大きいのですけれども、2号配水池の何とかということで、聞き取れなかったので、詳しく教えていただきたいと思います。

次に、じん荼処理に要する経費のうち、修繕料80万5000円についてです。

収集車のインジェクターがどうのと言っていました、具体的にはどの部分の修理になるのか、教えてください。

次に、33ページの林道に要する経費のうち、工事請負費314万7000円の追加についてです。

説明では、軟弱路盤の敷厚規格変更に伴う追加ということでした。当初は3356万円の予算がありまして、今回、これを補正して3670万7000円になるのですが、土工定規図で説明していただければ分かりいいのかなと思うのです。

要は、林道だから、幅員は3メートルぐらいですよ。例えば、下層路盤が何センチ厚で、その上に砂利を何センチ敷くのか、軟弱地盤で、それが何センチ増えたのか、2層にするのか、3層にするのか、それもあると思うのですけれども、それらの構造は土工定規図で判断するのが一番早いのかなと思っていますので、それをお知らせいただければと思います。

次に、39ページのスポーツ振興に要する経費のうち、事務用機器借上料についてです。

17万9000円の補正であります。当初予算11万1000円の事務費借上料の内容と不足見込み額の17万9000円の内容について伺いたいと思います。説明では不足見込みとしかないので、中身について知っておきたいなと思います。

次に、その下の大規模運動公園管理に要する経費のうち、修繕料42万9000円についてです。

ウオーターサーバー機の修理と聞いたような気がするのですが、間違いであれば訂正し、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 23ページの地域振興に要する経費のうち、自治会連合会補助30万円の減額に関してお答えを申し上げます。

先ほどの私からの補足説明でも申し上げましたが、自治会連合会から補助不要の申出があったことによる減額でございます。

自治会連合会では、コロナ禍の中、それまで活動していたことでもできなかったものがあるということで、収支に若干の余裕が生まれたということです。実は、おととしも減額させていただいたのですけれども、今年度も役員会等の開催を経て、30万円の補助金もそうですが、28の各町内会、自治会からいただいている会費も今年度は全くストップし、収支的なバランスを図っていくということによる申出となっております。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 25ページの旅券発行事務に要する経費のうち、備品購入費68万2000円の内容についてご説明いたします。

現在、パスポートを申請するときには紙の申請となっておりますが、これからはスマートフォンで申請が可能となります。ただ、その際、電子で申請されたパスポート申請を自治体で審査をするという作業が出てきます。それを審査するため、パソコンの関係の一式を用意するという事で予算計上させていただきました。

次に、31ページのじん芥処理に要する経費のうち、修繕料80万5000円についてです。

これはごみ収集車の修繕料ですが、経過と内容について申しますと、ごみ収集車の走行時に排ガス中の粒子状物質を除去するものであるDPDの再生が度々表示されるようになりました。

手動再生完了直後にエンジン警告灯が点灯したため、整備工場に診断を依頼したところ、エンジン側のインジェクターの不具合に起因して不完全燃焼を起こし、粒子状の物質の蓄積が異常に早く起こったと考えられまして、それを解消するため、インジェクター6か所、DPDフィルター交換、排ガスを浄化する触媒の交換等を行っております。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 同じく、31ページのかんがい排水事業用水施設管理に要する経費のうち、修繕料の内容についてご説明申し上げます。

西円朱別新浄水場の送水ポンプの修理でございまして、この送水ポンプは農業水道区域に設置されております2号配水池へ送水するポンプとなっております。

こちらが本年10月に無送水、いわゆる送水ができないということで警報が鳴りまして、現場を調査しましたところ、調査の結果、この送水ポンプは陸上型の送水ポンプになっておりまして、送水に必要な呼び水を落とさないためのフート弁が設置されているのですが、それが動作不良を起こしまして、水落ちが発生し、送水ができないといった状況でございました。

その後の対応として、ポンプメーカーにより応急的な修理を施しておりまして、現在、応急的なもので運用している状況でございますけれども、フート弁を全く新しいものに替えるのが恒久的な修理ということで、今回、修理の補正とさせていただきます。

なお、内訳ですけれども、修理費として99万円、予算残額が29万円ございまして、今回の不足分として70万円を追加させていただきました。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 33ページの林道に要する経費のうち、林業専用道開設工事の増額についてお答えします。

まず、設計変更による増ということで、先ほど路盤層の話が出たのですけれども、本来、当初設計では上層路盤のみの設計を組んでおりました。それにつきまして、先ほど補足説明でもありましたけれども、一部に軟弱地盤があり、1層であれば排水機能に支障を来すおそれがあることから、このたび施工業者と協議した結果、単層ではなく、2層路盤、俗に言う上層路盤と下層路盤、それに合わせ、軟弱地盤ということから、河床路とって川の底の部分の層厚も変更しないと機能的にはもたないということで、以上の理由から設計変更による増となりました。

ちなみに、先ほど定規図の話も出ましたけれども、もう少し詳しく言いますと、層厚につきましてはまちまちですが、標準区画において、上層10センチ、下層15センチの層厚で施工します。もともと20センチだったものが合計25センチとなります。

なお、幅員の話も出ましたけれども、幅員は3メートル、延長は1200メートルの工事となります。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 39ページのスポーツ振興に要する経費のうち、使用料及び賃借料、事務用機器借上料についてご説明いたします。

こちらの追加についてですが、現在、文化センターを改修中でありまして、社会教育の職員が総合体育館で事務を行っています。そのため、コピー借り上げの枚数が増となっておりますので、追加補正させていただきたいと思っております。

続きまして、大規模運動公園管理に要する経費のうち、需用費、修繕料についてです。

総合体育館の給湯循環ポンプに1次ポンプと2次ポンプがありまして、どちらとも故障しているということで取替えの予算を計上させていただきました。

9月15日から厚岸町で開催された豊かな海づくり大会の際に警察官130人くらいが総合体育館で待機したのですが、その際、体育館でシャワーを利用したいということで、ボイラーをたいて運転したところ、お湯が温まらないということが判明しました。そこで原因を業者に見てもらったところ、そのポンプが故障しており、お湯が回らないという現象になっておりました。

業者によると、今年は湿度が高かったため、芯棒がさびている状態だったにもかかわらず、負荷をかけてモーターを回し、焼けてしまったとのことですが、ほかの施設でも多々

見られたということです。

今後は、夏場でも定期的にボイラーをたいてポンプを回したほうがいいというアドバイスをいただいておりますので、来年度からはそういう対策をしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 23ページの自治会連合会の補助についてです。

コロナの影響で今年は活動がまるっきりなかったため、お金が余っているということなのでしょうけれども、次年度はどういう考えですか。今年度に引き続き同じ額を当初予算で計上するのか、確認しておきたいと思います。

次に、25ページのことですが、パスポートがスマホで申請できるようになるけれども、自治体が審査をするための機器だということでした。

次に、33ページの林業専用道の開設工事についてですが、詳しくご説明をいただきました。普通であれば上層路盤のみの設計であるけれども、軟弱路盤であるので、下層路盤も含めて、合わせて25センチの路盤厚で工事を進めたい、そのための設計変更だということでした。

ほかについても了解です。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 自治会連合会の補助金のことについての再質問にお答えをいたします。

令和6年度におきましては、今年度と同じように30万円の予算要求をさせていただきたいと考えております。今年度の決算状況を踏まえ、自治会連合会からどのような話があるかということはあるかもしれませんが、まずは予算を確保していきたいと思っております。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時37分）